

燕市障がい者基本計画 第6期 燕市障がい福祉計画 第2期 燕市障がい児福祉計画

(案)
令和3年度～令和5年度
(2021) (2023)



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている方に描いていただきました。

令和 3 年 3 月
燕 市

【目次】

【総 論】-----	5
第1章 策定にあたって -----	6
1 計画策定の主旨 -----	6
2 計画の期間 -----	6
3 計画の位置づけ -----	7
4 計画の策定体制 -----	8
5 計画策定後の推進体制 -----	9
第2章 燕市の障がいのある人の状況 -----	10
1 障がい福祉の状況 -----	10
(1)障がいのある人の状況 -----	10
2 アンケート調査の概要 -----	18
(1)調査の概要 -----	18
(2)アンケート結果の概要 -----	19
【各 論】-----	29
第3章 燕市障がい者基本計画 -----	30
1 基本理念 -----	30
2 計画の基本目標 -----	31
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり -----	31
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり -----	32
(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり -----	32
3 施策の体系 -----	33
4 施策の方向性(基本施策) -----	34
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり -----	34
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり -----	57
(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり -----	61

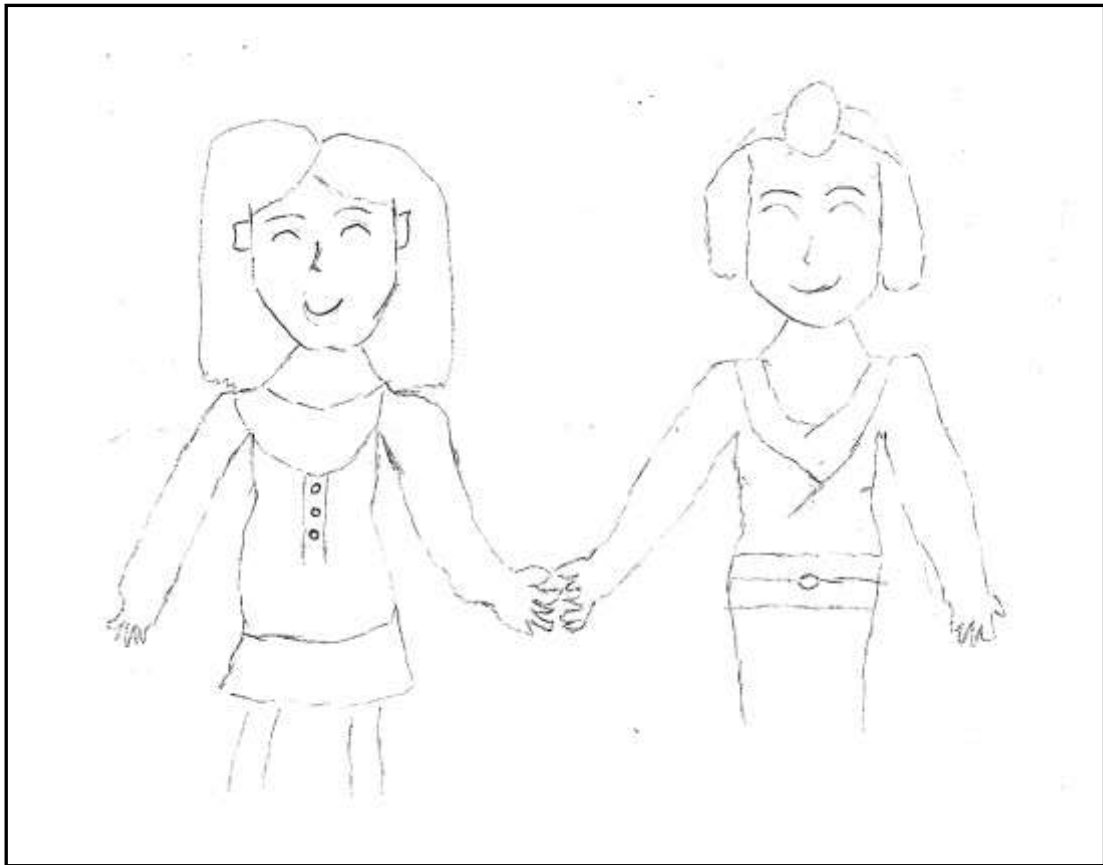
第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画----- 63

1 計画の成果目標 -----	63
(1)障がい児等支援の体制整備-----	63
(2)相談支援体制の機能強化 -----	66
(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進-----	69
(4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 -----	75
(5)地域生活支援拠点等の整備 -----	77
(6)障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築 -----	79
2 活動指標としての見込量 -----	81
【活動指標としての見込量の体系】 -----	81
(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量 -----	83
(2)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量-----	84
(3)児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量 -----	97
(4)発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量 -----	101
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容と見込量-----	103
(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容と見込量-----	106
(7)障害福祉サービスの質を向上させるための取組の内容と見込量 -----	108
(8)地域生活支援事業の内容と見込量 -----	109

資料編 -----117

1 用語解説 -----	117
2 障害福祉サービスの体系 -----	123
3 障害福祉サービス事業所等の状況 -----	124
4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過 -----	128
5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿 -----	129
6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱 -----	130
7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要項 -----	132

総 論



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている方に描いていただきました。

第1章 策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市は平成29年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画」では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、基本理念である「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を共有しながら障がい者施策の推進に取り組んできました。

この度、「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画」の計画期間終了に伴い、国・県の動向や障がいのある人のニーズ※1、これまでの計画の実績等を踏まえ、「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

図 1-1 燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間

平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
燕市障がい者基本計画 第 5 期燕市障がい福祉計画 第 1 期燕市障がい児福祉計画			燕市障がい者基本計画 第 6 期燕市障がい福祉計画 第 2 期燕市障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

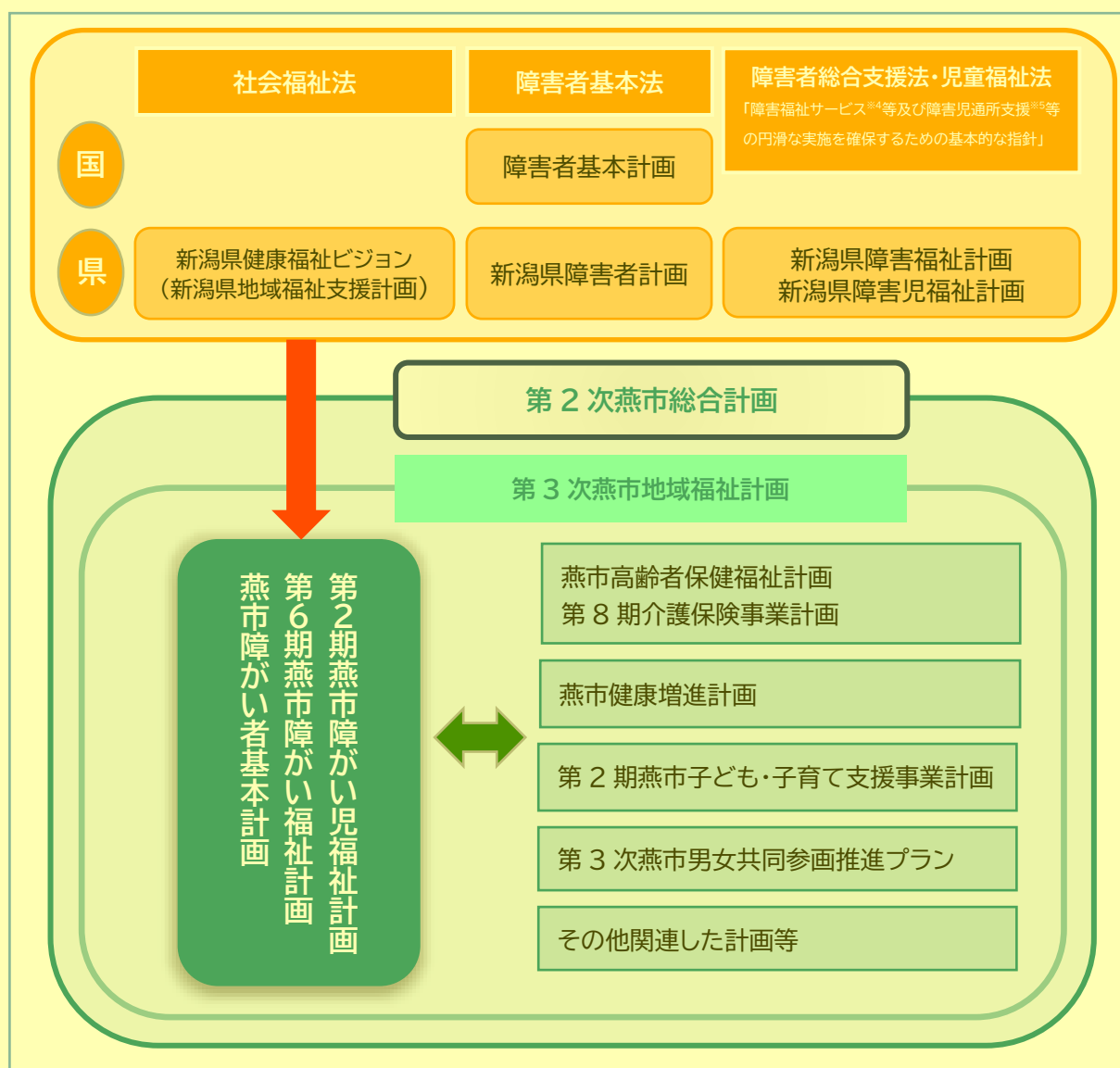
※1 ニーズ…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「第2次燕市総合計画」を上位計画とし、障害者基本法^{※2}第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法^{※3}第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

なお、本計画は「燕市地域福祉計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図っています。また、国の障害者基本計画、新潟県障害者計画、新潟県健康福祉ビジョン(新潟県地域福祉支援計画)、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画等とも整合性を図ります。

図 1-2 主な関連計画と位置づけ



※2 障害者基本法…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

※3 障害者総合支援法…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

※4 障害福祉サービス…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

※5 障害児通所支援…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

① 燕市障がい者自立支援協議会※6

本計画の策定にあたっては、社会福祉課が事務を担当し、保健、医療及び福祉の関係者、学識経験者ならびに障がい者団体の代表などで構成する燕市障がい者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)において意見・提言を受けました。

② 庁内関係部署との連携

計画策定にあたり、社会福祉課を中心に、庁内の各部局等と連携し、障がい福祉施策についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図りました。

(2) 障がいのある人と家族のニーズの把握

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、18～64歳の障がいのある人と18歳未満の障がい児を対象に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) 市民意見の反映

市民から幅広い意見を聴取するため、計画の素案について、令和2年(2020年)12月21日から令和3年(2021)年1月15日の期間でパブリックコメントを実施しました。

※6 障がい者自立支援協議会…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

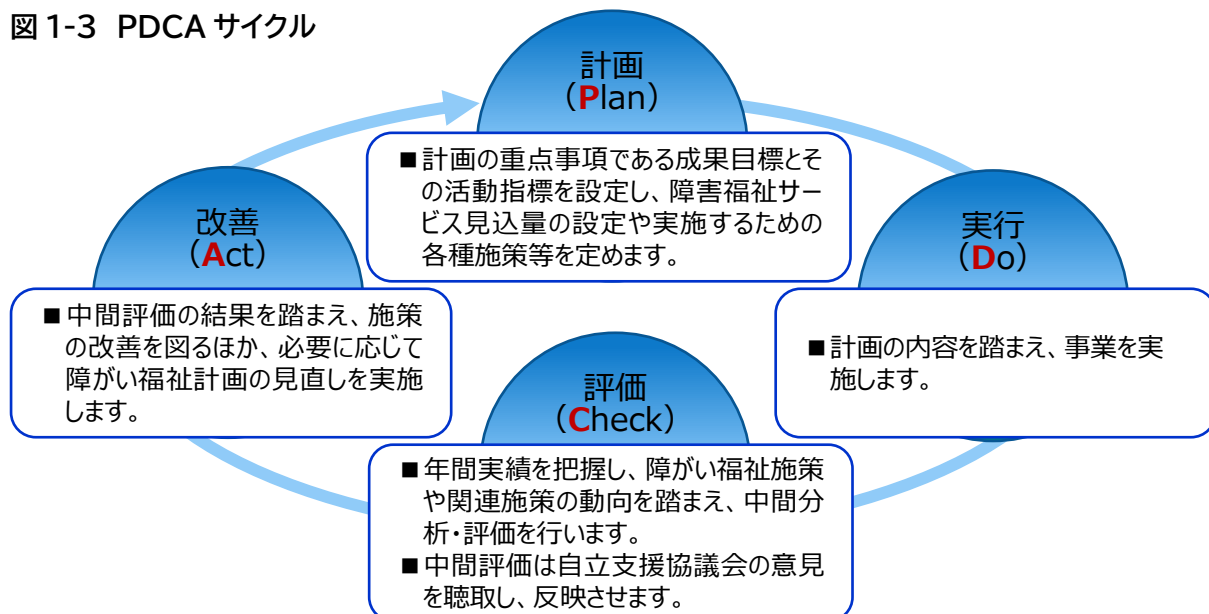
5 計画策定後の推進体制

この計画の推進にあたり、自立支援協議会において進捗管理を行うとともに、県、燕市障がい者基幹相談支援センター※7(以下「基幹相談支援センター」という。)、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

また、自立支援協議会では計画の実現性を高めるために、PDCAサイクル※8を導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時対応していきます。

※PDCAサイクルとは「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

図 1-3 PDCA サイクル



※7 基幹相談支援センター…「資料編」117 ページにて、用語を解説しています。

※8 PDCAサイクル…「資料編」121 ページにて、用語を解説しています。

第2章 燕市の障がいのある人の状況

1 障がい福祉の状況

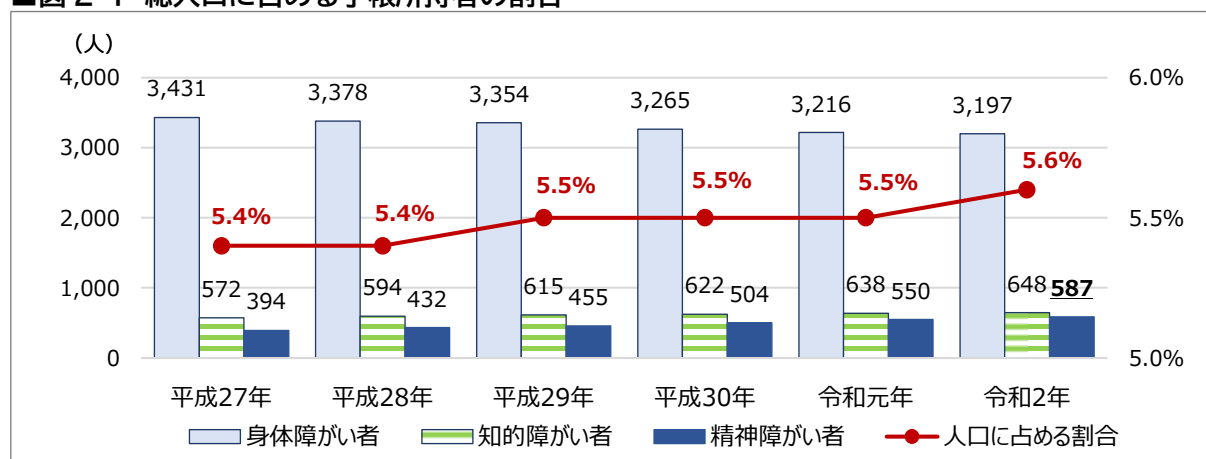
(1)障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移していますが、総人口が減少しているため、総人口に占める割合は微増傾向にあります。

障害者手帳の種類別にみると、身体障がい者数が減少している一方で、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあり、特に精神障がい者数は令和2年4月1日現在587人となっています。

■図 2-1 総人口に占める手帳所持者の割合



■表 2-1 総人口に占める手帳所持者総数の推移

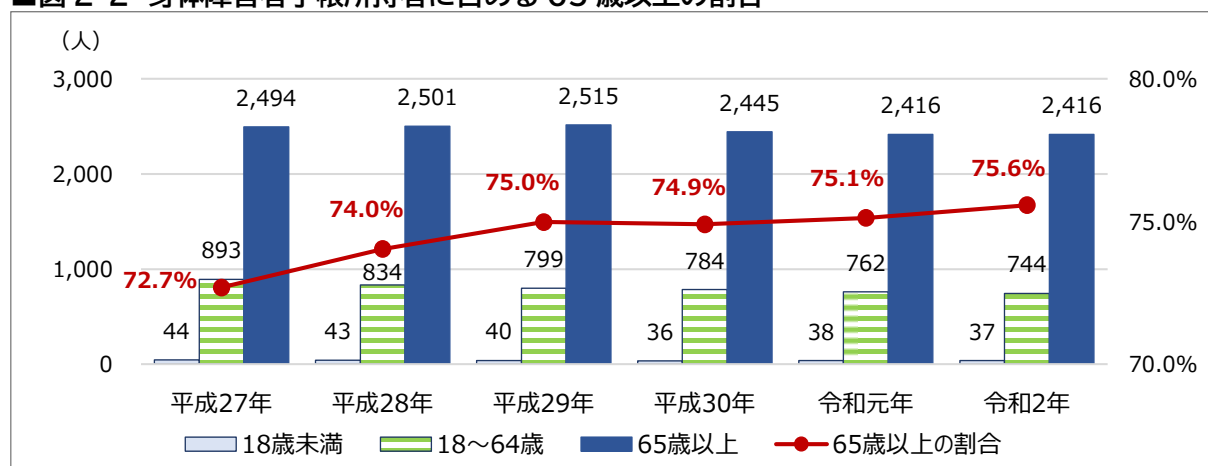
区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	81,917人	81,465人	80,909人	80,091人	79,382人	78,933人
手帳所持者数	4,397人	4,404人	4,424人	4,391人	4,404人	4,432人
身体障がい者	3,431人	3,378人	3,354人	3,265人	3,216人	3,197人
知的障がい者	572人	594人	615人	622人	638人	648人
精神障がい者	394人	432人	455人	504人	550人	587人
人口に占める割合	5.4%	5.4%	5.5%	5.5%	5.5%	5.6%

資料：住民基本台帳・障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

② 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の年齢別の推移をみると、65歳以上の割合が増加しています。

■図 2-2 身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合



■表 2-2 身体障がい者の年齢別推移

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	3,431人	3,378人	3,354人	3,265人	3,216人	3,197人
18歳未満	44人	43人	40人	36人	38人	37人
18～64歳	893人	834人	799人	784人	762人	744人
65歳以上	2,494人	2,501人	2,515人	2,445人	2,416人	2,416人
65歳以上の割合	72.7%	74.0%	75.0%	74.9%	75.1%	75.6%

資料：身体障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

障がいの部位別の状況をみると、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいはほぼ横ばいで、内部障がいが増加傾向にあります。

■表 2-3 身体障がい者の障がい部位別の推移

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	3,431人	3,378人	3,354人	3,265人	3,216人	3,197人
視覚障がい	172人	170人	167人	162人	171人	168人
聴覚・平衡機能障がい	333人	339人	339人	322人	309人	313人
音声・言語・そしゃく機能障がい	44人	42人	44人	42人	42人	43人
肢体不自由	2,170人	2,106人	2,063人	1,993人	1,937人	1,902人
内部障がい	712人	721人	741人	746人	757人	771人

資料：身体障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

身体障害者手帳の等級の状況をみると、1級が最も多く、令和2年4月1日現在で917人(全体の28.7%)となっています。

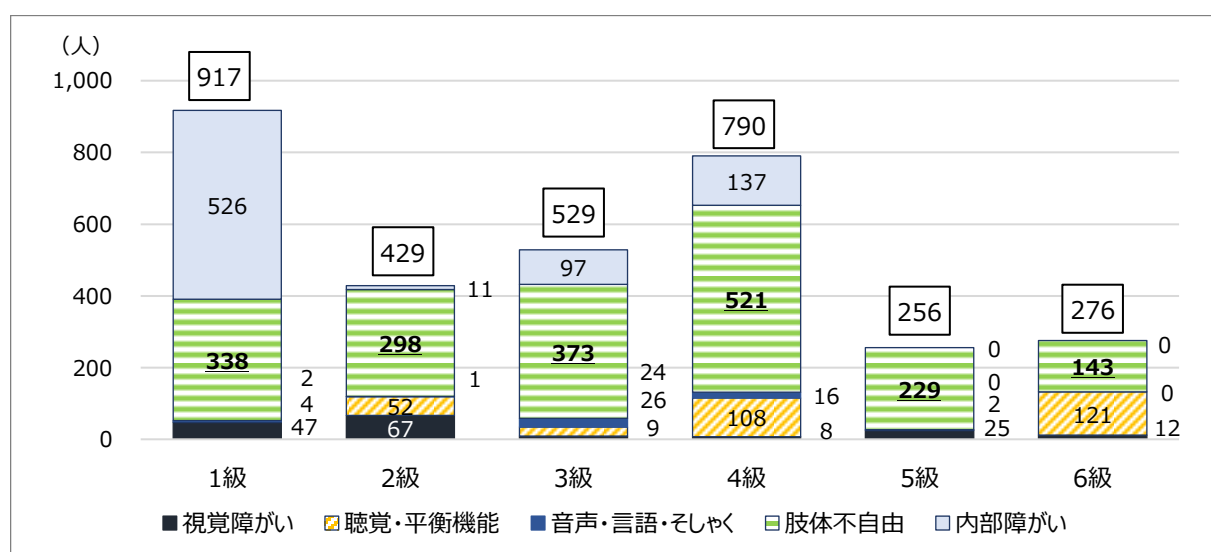
■表 2-4 身体障害者手帳の等級別の推移

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	3,431人	3,378人	3,354人	3,265人	3,216人	3,197人
1級	921人	913人	932人	912人	910人	917人
2級	453人	455人	454人	440人	437人	429人
3級	594人	575人	566人	552人	534人	529人
4級	838人	831人	818人	800人	785人	790人
5級	295人	280人	273人	262人	266人	256人
6級	330人	324人	311人	299人	284人	276人

資料：身体障害者手帳台帳(各年4月1日現在)

等級別に障がいの部位をみると、どの等級でも肢体不自由の割合が高くなっています。

■図 2-3 身体障がい者の障がい部位別の等級の状況



■表 2-5 身体障がい者の障がい部位別の等級の状況

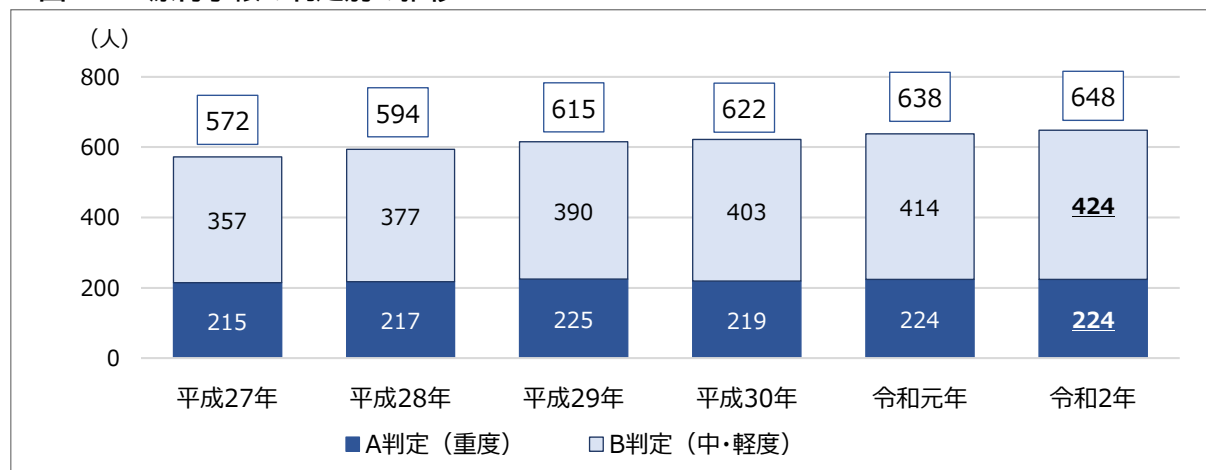
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	47人	67人	9人	8人	25人	12人
聴覚・平衡機能	4人	52人	26人	108人	2人	121人
音声・言語・そしゃく	2人	1人	24人	16人	0人	0人
肢体不自由	338人	298人	373人	521人	229人	143人
内部障がい	526人	11人	97人	137人	0人	0人
合計	917人	429人	529人	790人	256人	276人

資料：身体障害者手帳台帳(令和2年4月1日現在)

③ 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者をみると、A 判定(重度)はほぼ横ばいですが、B 判定(中・軽度)は増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、A 判定が224人(34.6%)、B 判定が424人(65.4%)となっています。

■図 2-4 療育手帳の判定別の推移



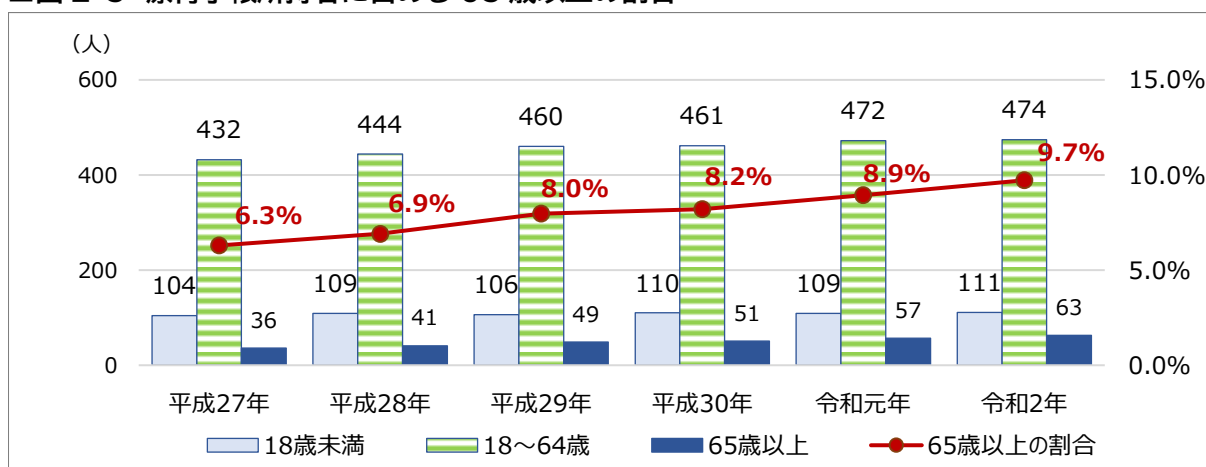
■表 2-6 療育手帳の判定別の推移

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	572人	594人	615人	622人	638人	648人
A判定(重度)	215人	217人	225人	219人	224人	224人
B判定(中・軽度)	357人	377人	390人	403人	414人	424人

資料:療育手帳台帳(各年4月1日現在)

療育手帳所持者の65歳以上の割合は増加傾向にあります。

■図 2-5 療育手帳所持者に占める 65 歳以上の割合



■表 2-7 知的障がい者の年齢別推移

区分	第 4 期			第 5 期		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
手帳所持者数	572 人	594 人	615 人	622 人	638 人	648 人
18 歳未満	104 人	109 人	106 人	110 人	109 人	111 人
18～64 歳	432 人	444 人	460 人	461 人	472 人	474 人
65 歳以上	36 人	41 人	49 人	51 人	57 人	63 人
65 歳以上の割合	6.3%	6.9%	8.0%	8.2%	8.9%	9.7%

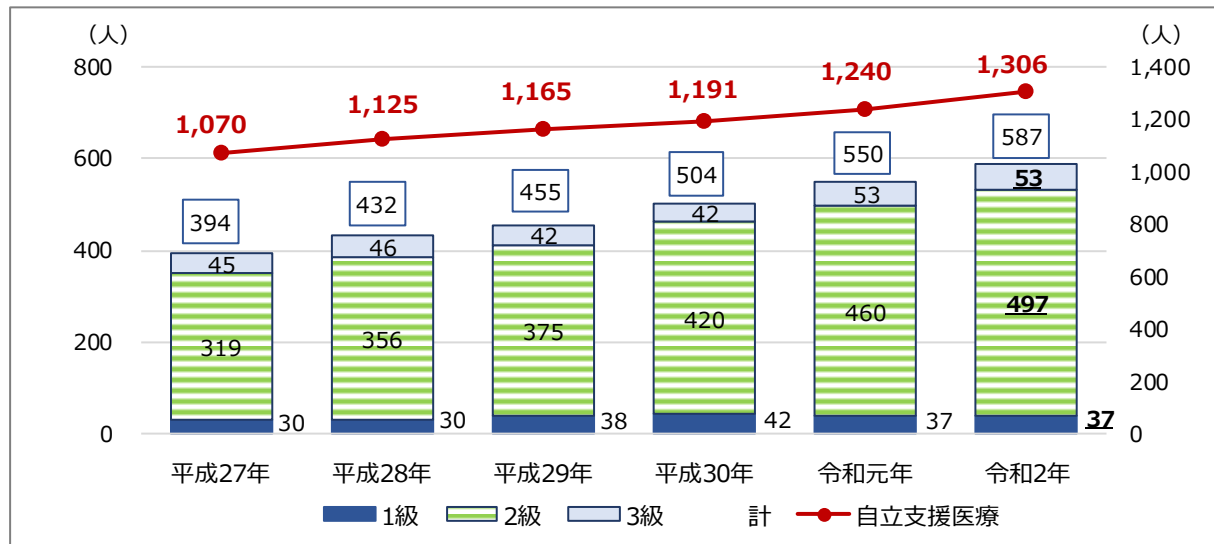
資料：療育手帳台帳(各年 4 月 1 日現在)

④ 精神障がいのある人及び自立支援医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2級と3級が増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、2級が497人で84.7%を占めています。1級は37人(6.3%)、3級は53人(9.0%)となっています。

また、精神科または心療内科等に通院している人が利用できる自立支援医療(精神通院医療)の受給者数も増加傾向にあり、令和2年4月1日現在1,306人となっています。

■図 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の推移



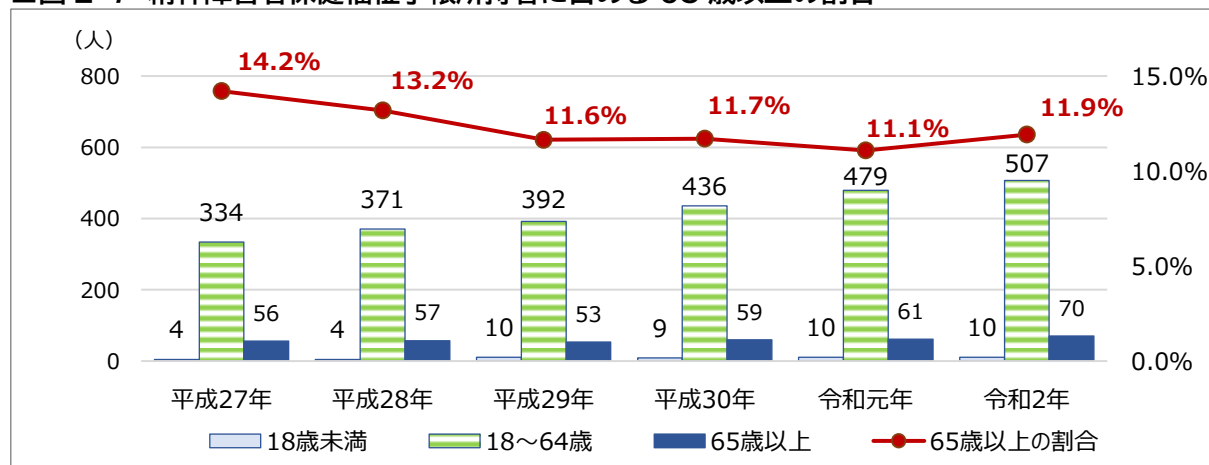
■表 2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の推移

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	394人	432人	455人	504人	550人	587人
1級	30人	30人	38人	42人	37人	37人
2級	319人	356人	375人	420人	460人	497人
3級	45人	46人	42人	42人	53人	53人
自立支援医療	1,070人	1,125人	1,165人	1,191人	1,240人	1,306人

資料：精神障害者保健福祉手帳台帳(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の65歳以上の割合は、平成29年からほぼ横ばいとなっています。

■図 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者に占める 65 歳以上の割合



■表 2-9 精神障がい者の年齢別推移

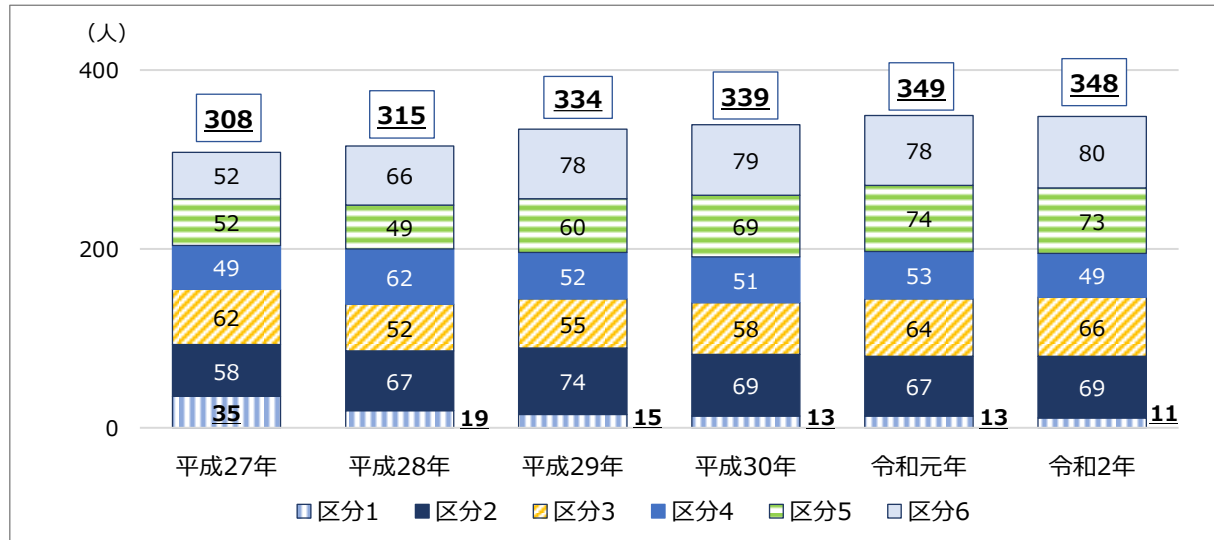
区分	第 4 期			第 5 期		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
手帳所持者数	394 人	432 人	455 人	504 人	550 人	587 人
18 歳未満	4 人	4 人	10 人	9 人	10 人	10 人
18～64 歳	334 人	371 人	392 人	436 人	479 人	507 人
65 歳以上	56 人	57 人	53 人	59 人	61 人	70 人
65 歳以上の割合	14.2%	13.2%	11.6%	11.7%	11.1%	11.9%

資料：精神障害者保健福祉手帳台帳（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 障害支援区分別の認定者の状況

障害者総合支援法では、公平な障害福祉サービス利用を実現するために、障害福祉サービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」を設け、区分1から区分6までの6段階に分けて認定します。区分6が最も支援が必要と認定された人となっています。障害支援区分認定者数は増加傾向にあります。

■図 2-8 障害支援区分認定者の推移



■表 2-10 障害支援区分認定者数の推移(実人数)

区分	第4期			第5期		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認定者数	308人	315人	334人	339人	349人	348人
区分1	35人	19人	15人	13人	13人	11人
区分2	58人	67人	74人	69人	67人	69人
区分3	62人	52人	55人	58人	64人	66人
区分4	49人	62人	52人	51人	53人	49人
区分5	52人	49人	60人	69人	74人	73人
区分6	52人	66人	78人	79人	78人	80人

資料:障害福祉サービス台帳(各年4月1日現在)

障がいの種類別にみると、認定者数が最も多いのは知的障がいで187人となっています。身体障がいで区分6の割合が高くなっています。

■表 2-11 障がいの種類別の障害支援区分認定者数

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	4人	8人	15人	15人	25人	56人	123人
知的障がい	4人	41人	40人	32人	47人	23人	187人
精神障がい	3人	20人	11人	2人	1人	1人	38人

資料:障害福祉サービス台帳(令和2年4月1日現在)

2 アンケート調査の概要

(1)調査の概要

調査目的

令和3年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」を策定するため、18～64歳の障がいのある人と、18歳未満の障がいのある子ども及び障がいの疑いのある子ども(以下、「障がいのある子ども」という。)を対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。

調査内容

- 調 査 月:令和2年7月
- 調査基準日:令和2年6月1日
- 調査対象者:18歳未満で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障害福祉サービスを利用している人
18歳以上で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障害福祉サービスを利用している人(65歳未満)
※65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。
- 調 査 項 目:「基本属性」、「障がいの状況」、「相談窓口」、「生活の場」、「外出」、「健康・医療」、「災害」、「就労」、「福祉サービスの利用状況」等
- 回 収 方 法:郵送による配布・回収

回収結果

18歳未満	配布部数	235件
	回収部数(回収率)	133件(56.6%)
	有効回答数	133件
18～64歳	配布部数	765件
	回収部数(回収率)	432件(56.5%)
	有効回答数	432件

調査結果の見方

- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

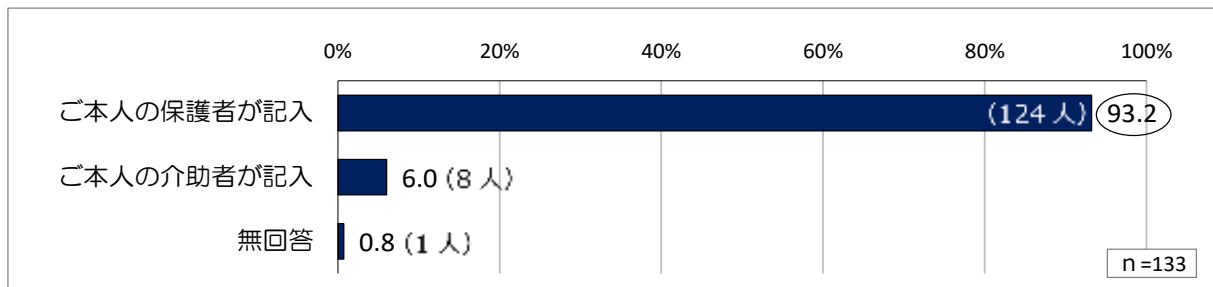
(2) アンケート結果の概要

① 回答者

この調査票の記入方法についてお答えください

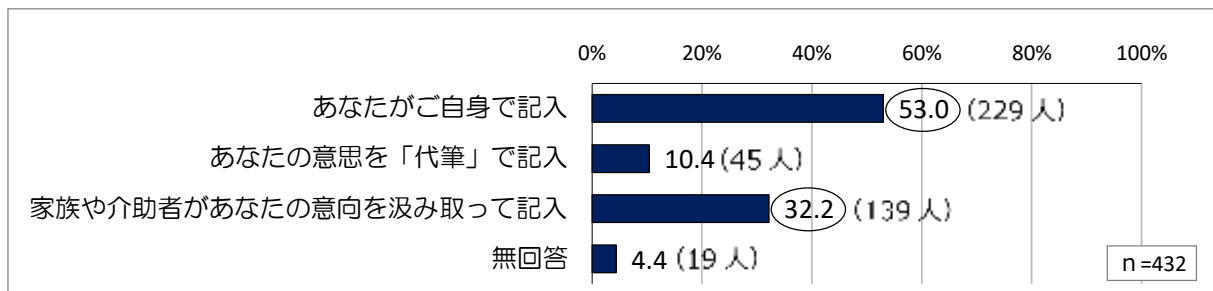
18歳未満では「ご本人の保護者が記入」が93.2%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「あなたのご自身で記入」が53.0%、「家族や介助者があなたの意向を汲み取って記入」が32.2%となっています。

●18～64歳

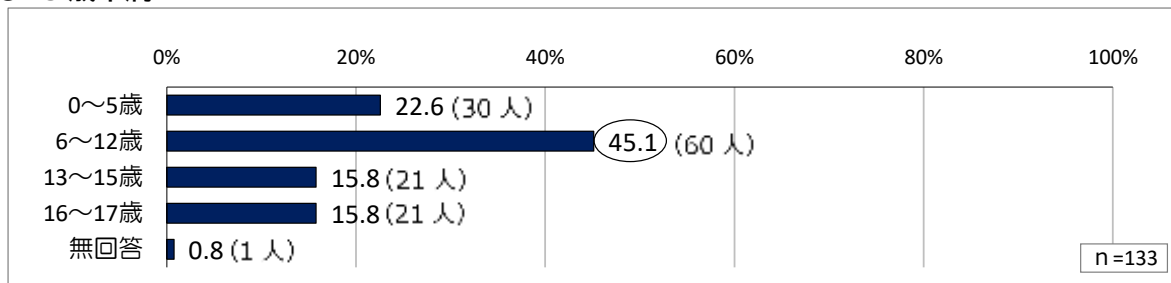


② 年齢

ご本人は何歳ですか

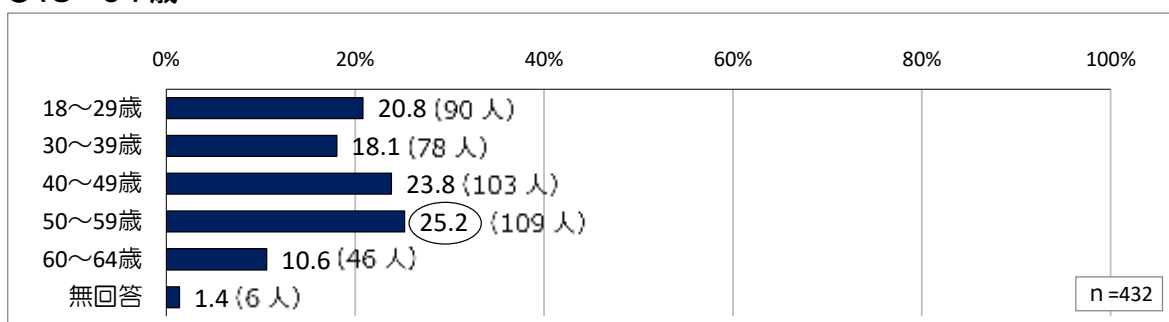
18歳未満については、「6～12歳」の割合が最も高く、45.1%となっています。

●18歳未満



18～64歳については、「18～29歳」「40～49歳」「50～59歳」の割合がいずれも20%以上となっており、最も高いのは「50～59歳」の25.2%となっています。

●18～64歳

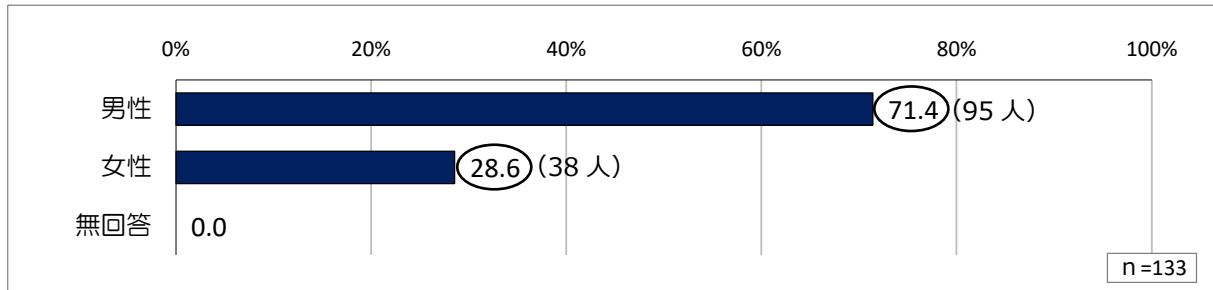


③ 性別

ご本人の性別はどちらですか

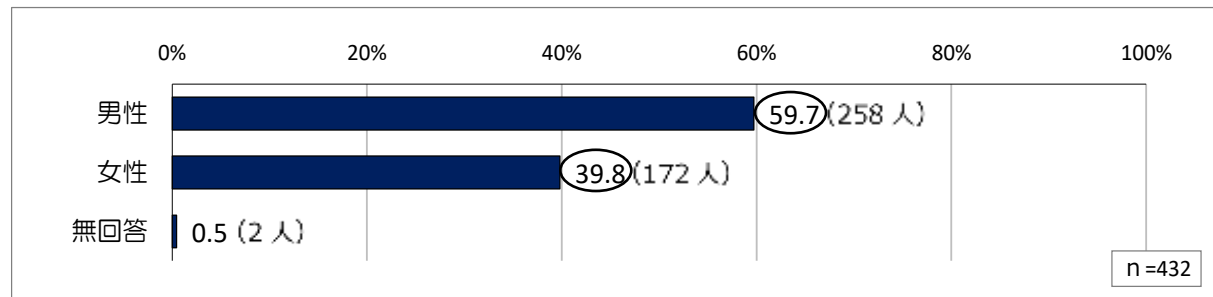
18歳未満では「男性」が71.4%、「女性」が28.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「男性」が59.7%、「女性」が39.8%となっています。

●18～64歳

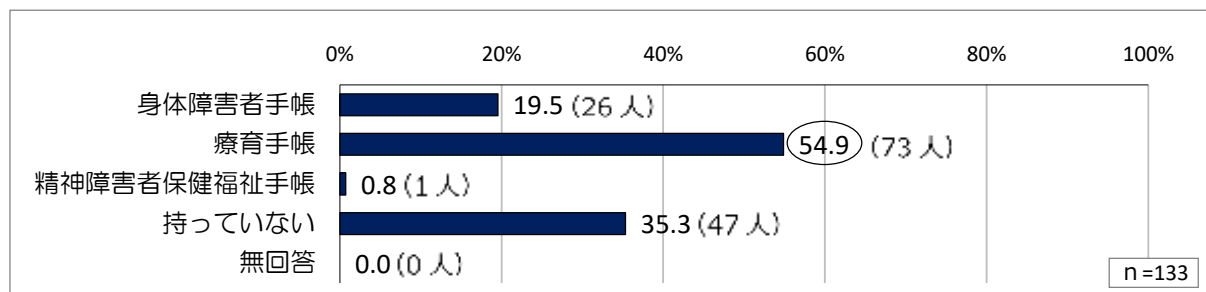


④ 手帳の種類

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか(複数回答)

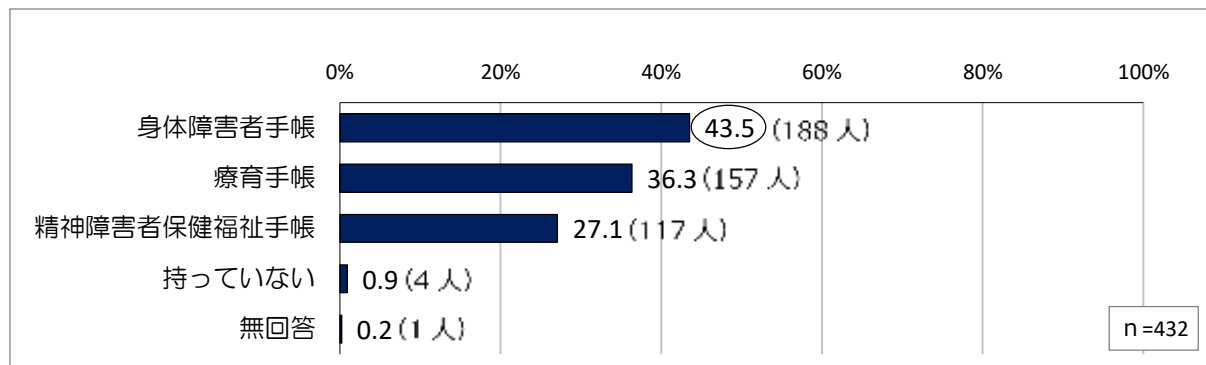
18歳未満では「療育手帳」が54.9%と最も高くなっています。

●18歳未満



18～64歳では「身体障害者手帳」が43.5%と最も高くなっています。

●18～64歳

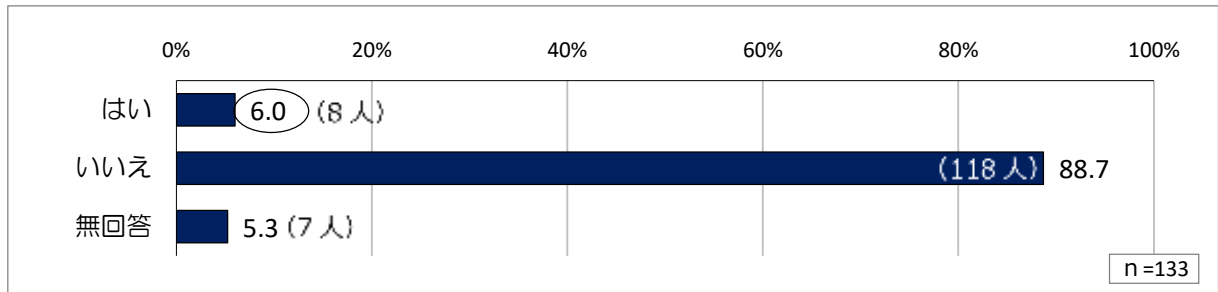


⑤ 難病※⁹(特定疾患)の認定の有無

これまで難病として診断されたことがありますか

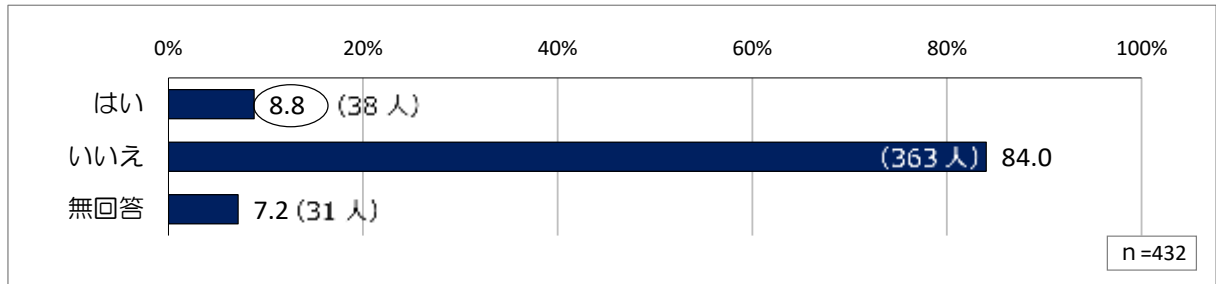
18歳未満では「はい」は8人(6.0%)となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」は38人(8.8%)となっています。

●18～64歳



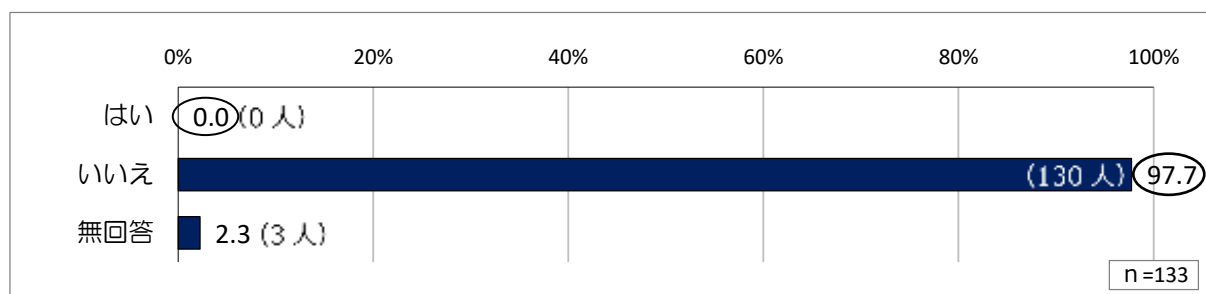
※9 難病…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

⑥ 高次脳機能障がい※10の診断の有無

高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか

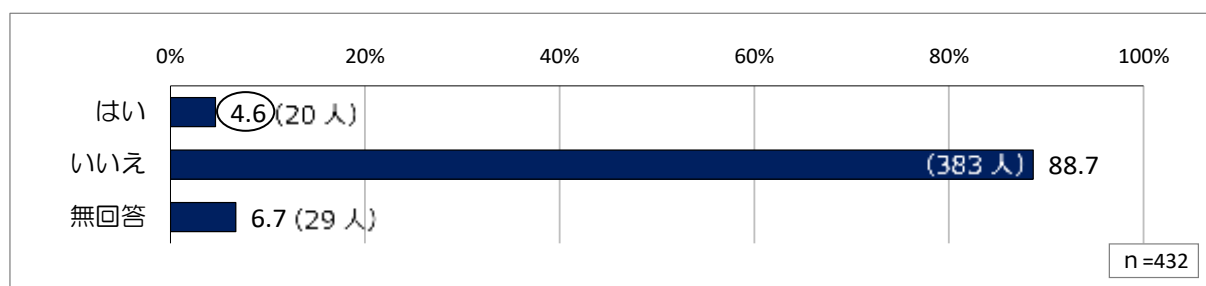
18歳未満では「はい」は0人(0.0%)、「いいえ」は97.7%となっています(無回答2.3%)。

●18歳未満



18～64歳では「はい」は20人(4.6%)となっています。

●18～64歳



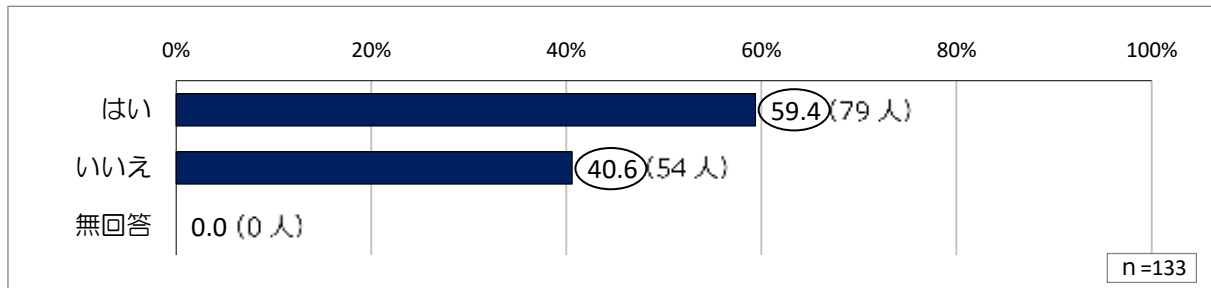
※10 高次脳機能障がい…「資料編」117ページにて、用語を解説しています。

⑦ 発達障がい※11について

発達障がいとして診断されたことがありますか

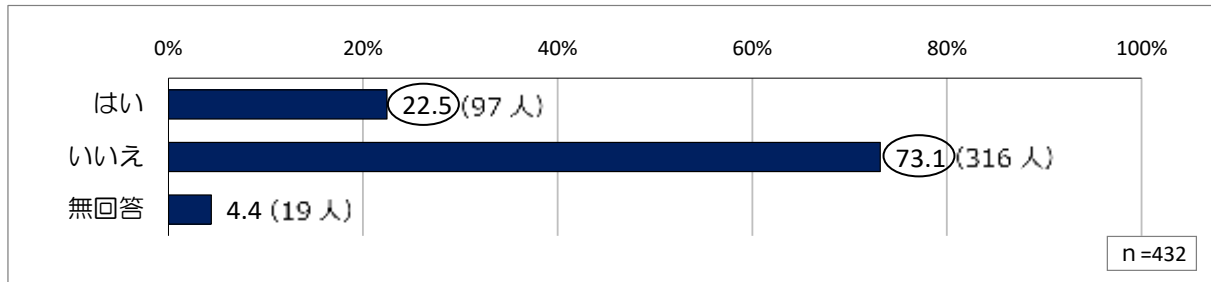
18歳未満では「はい」が59.4%、「いいえ」が40.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が22.5%、「いいえ」が73.1%となっています。

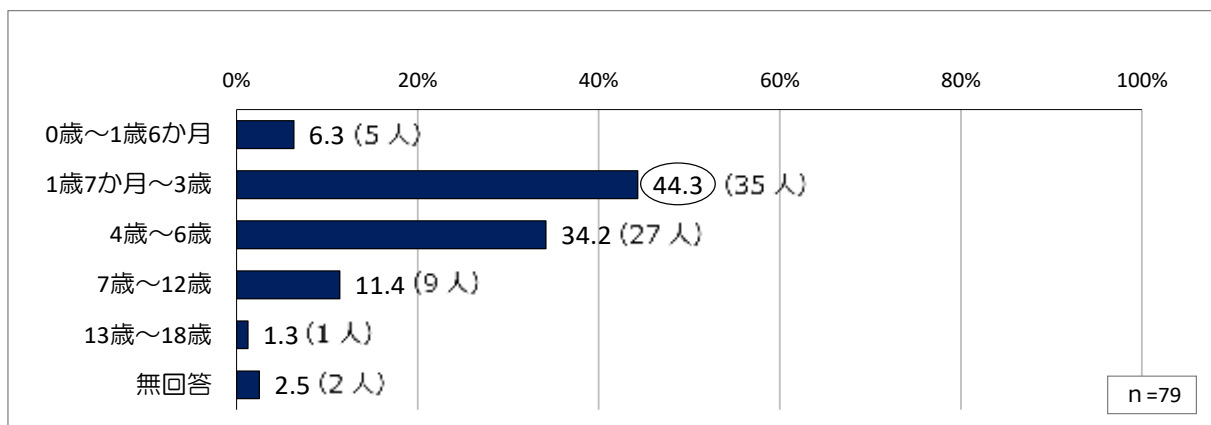
●18～64歳



18歳未満で「はい」(発達障がいと診断されたことがある)と回答した人のみ

発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか

「1歳7か月～3歳」が44.3%と最も高くなっています。

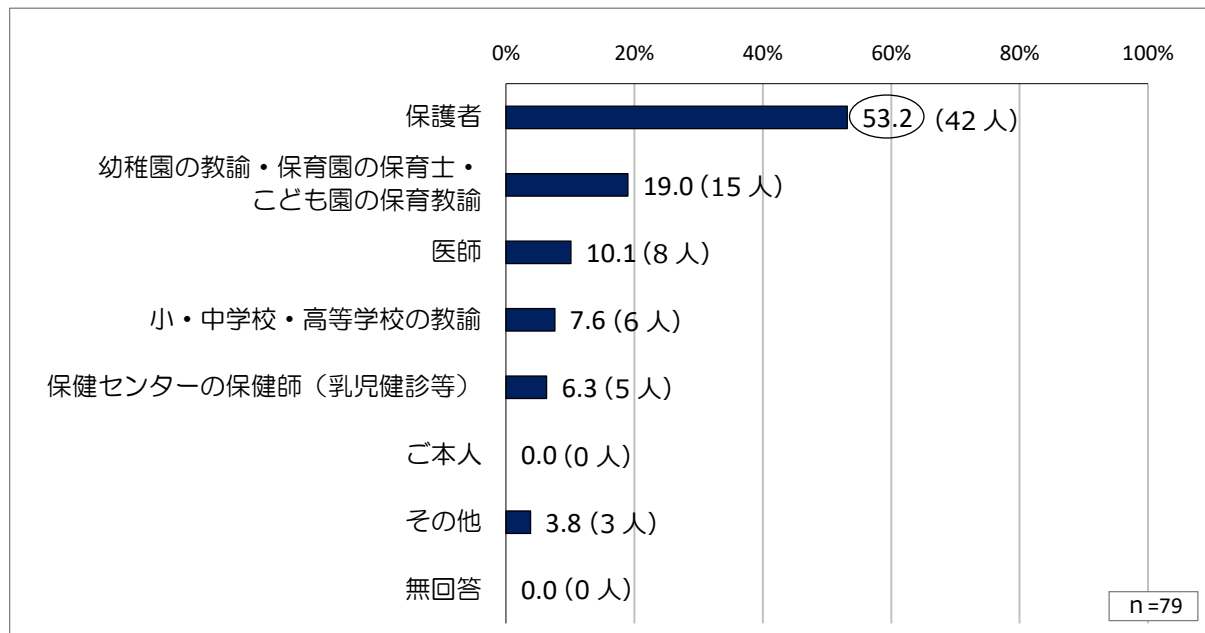


※11 発達障がい…「資料編」121ページにて、用語を解説しています。

18歳未満で「はい」(発達障がいと診断されたことがある)と回答した人のみ

発達障がいの特性に最初に気づいたのは、どなたですか

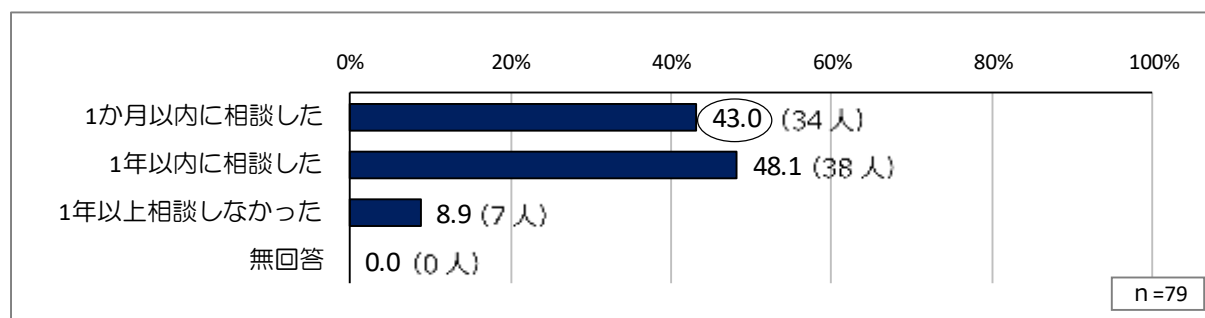
「保護者」が53.2%と最も高くなっています。



18歳未満で「はい」(発達障がいと診断されたことがある)と回答した人のみ

発達障がいの特性に気づいた時、専門機関等へ相談しましたか

「1年以内に相談した」が48.1%、「1か月以内に相談した」が43.0%となっています。

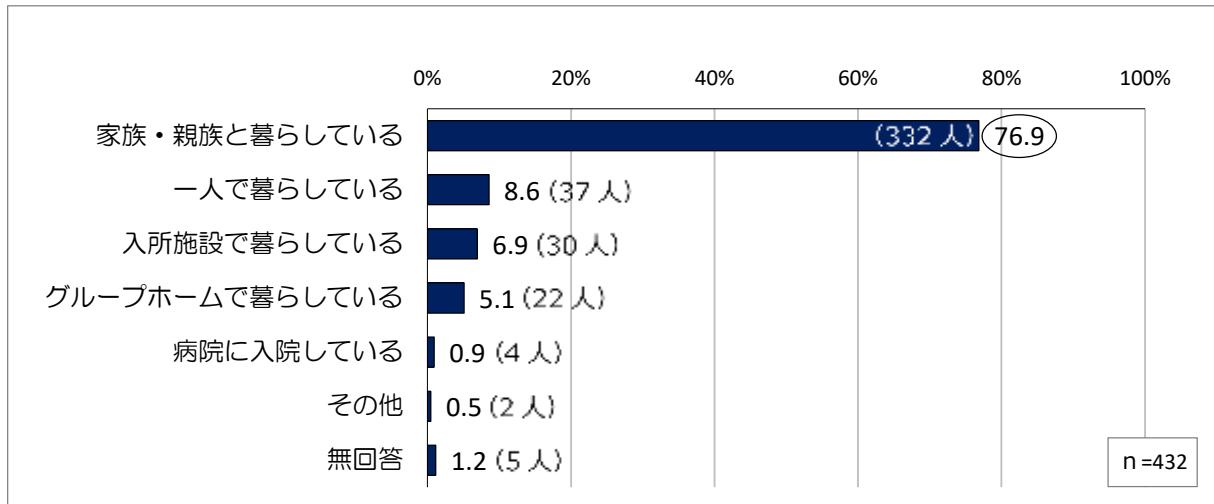


⑧ 暮らしについて

18～64 歳の人のみ

あなたは現在どのように暮らしていますか

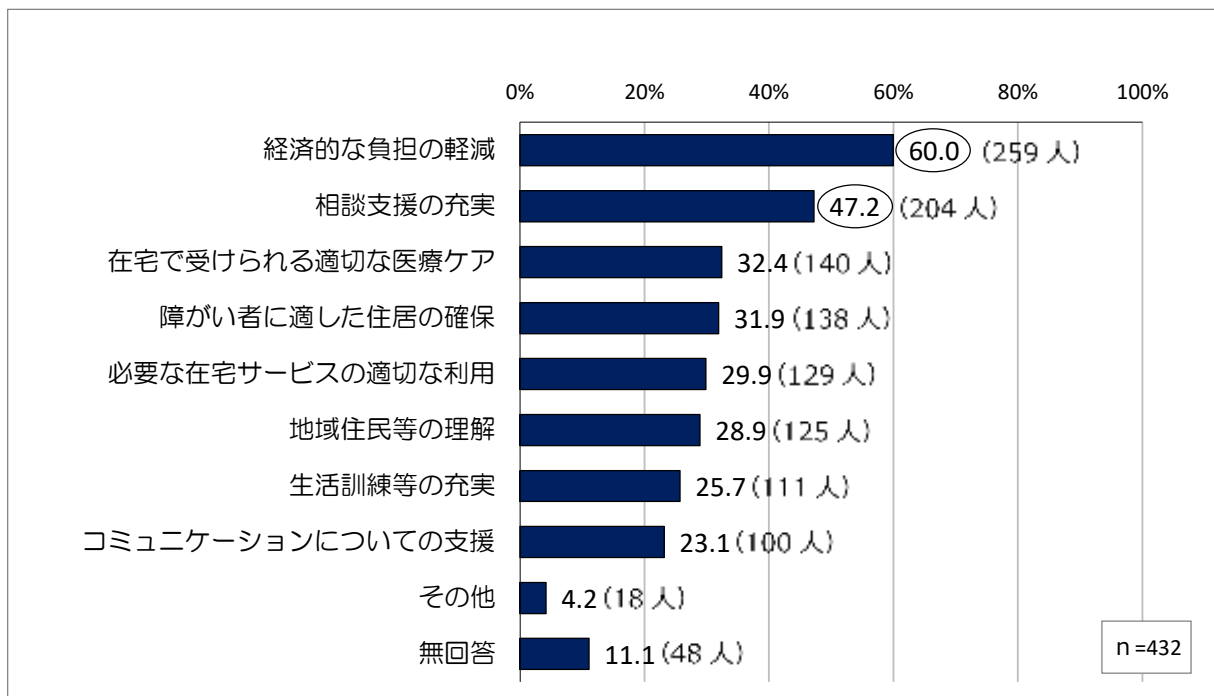
「家族・親族と暮らしている」が76.9%と最も高くなっています。



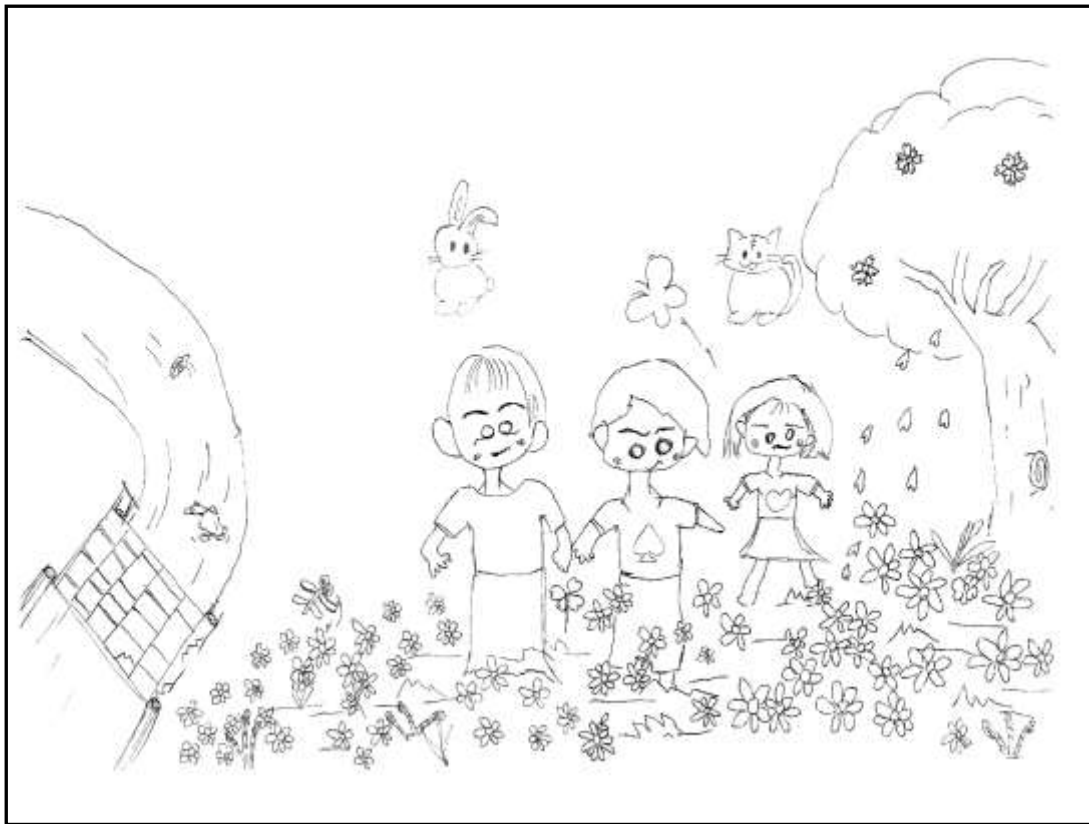
18～64 歳の人のみ

あなたは、本市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか(複数回答)

「経済的な負担の軽減」が60.0%と最も高く、次いで「相談支援の充実」が47.2%などとなっています。



各 論



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている方に描いていただきました。

第3章 燕市障がい者基本計画

1 基本理念

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念とし、次の3つの基本目標を設定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

誰もがふれあい、支えあい、助けあい、
共に生きる福祉のまちづくり

- その人らしく暮らす「自己選択」「自己決定」の尊重
- 地域生活を支える（自助・共助・公助）

2 計画の基本目標

(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人や障がいのある子どもが地域で安心して健やかに暮らすことができるよう、相談支援体制を充実させ、多様なニーズに対応した適切な障害福祉サービスの提供に努めてきました。また、快適で安心なまちづくりを目指し、バリアフリー※12へ配慮するとともに、防災・防犯体制の整備を行ってきました。

今後も、障がいのある人が、地域でいっそう安心して暮らしていけるよう、必要な取組を進めます。

- 障がいのある人や障がいのある子どもが、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ライフステージ※13のあらゆる段階において、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの適切な確保を図るとともに、きめ細やかな相談支援を受けることのできる体制を整備します。
- 障害者差別解消法※14に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。また、障害者虐待防止法の適切な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、判断能力が十分でない人たちの生活を支えるため、成年後見制度※15の理解を進め適切な利用が図られるよう取り組むなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。
- 障がいの早期発見及び重度化・重複化の予防を図るため、障がいのある人などが身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関等と連携し、必要な支援体制の構築を進めます。
- バリアフリーに配慮し、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 必要な情報に円滑にアクセスでき、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通の支援の充実を図ります。
- 災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時において障がい特性※16に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所の確保等防災に向けた取組を進めます。また、障がいのある人を犯罪被害から守るため、防犯対策に向けた取組を推進します。

※12 バリアフリー…「資料編」121 ページにて、用語を解説しています。

※13 ライフステージ…「資料編」122 ページにて、用語を解説しています。

※14 障害者差別解消法…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

※15 成年後見制度…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

※16 障がい特性…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難な人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援してきました。

教育においては、障がいのある子どもが、その特性を踏まえて十分な保育や教育を受けられる体制づくりを図ってきました。また、障がいのある人が円滑にスポーツや文化活動を行うことができるよう環境の整備に努めました。

これらの取組を進め、障がいのある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、共に学び、共に働き、共に活動し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるまちづくりを推進します

- 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を発揮できるよう必要な就労支援を行います。
- 障がいのある人が生涯を通じてスポーツや文化等の様々な機会に親しみ、活動ができるよう、環境の整備を図ります。
- 可能な限り共に教育を受けることができる仕組みを整備するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を進めます。

(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

地域の人と人との支え合い、助け合うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。

今後も障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会の実現」を図ります。

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域の一員として差別されたり孤立したりすることのない思いやりや助け合いのある地域づくりに向け、市民に対する福祉教育などを行うことにより、助け合い・支え合う心の醸成を図ります。
- 誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、地域の中で共に支え合い・助け合う共助の体制づくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり

基本目標

1 地域の中で安心して
健やかに暮らせる
まちづくり

2 共に学び、共に働き、
共に活動できる
まちづくり

3 支え合いにあふれ、
共に生きる
まちづくり

施策の方向性

- ① 障害福祉サービスの充実
- ② 障がい児等支援体制の充実
- ③ 地域生活支援事業※17の充実
- ④ 相談支援体制の機能強化
- ⑤ 差別の解消及び虐待の防止・対応強化
- ⑥ 成年後見制度利用の促進
- ⑦ 障がいのある人の健康づくり
- ⑧ 保健医療等関係機関との連携
- ⑨ 情報提供の推進
- ⑩ 意思疎通支援事業の推進
- ⑪ 生活環境の整備
- ⑫ 防災・防犯体制の整備

- ① 雇用・就労、経済的自立支援の推進
- ② スポーツ・文化活動の促進
- ③ 保育・教育体制の充実

- ① 障がいに対する理解促進
- ② ボランティア・支え合い活動の促進

※17 地域生活支援事業…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

4 施策の方向性(基本施策)

(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

① 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

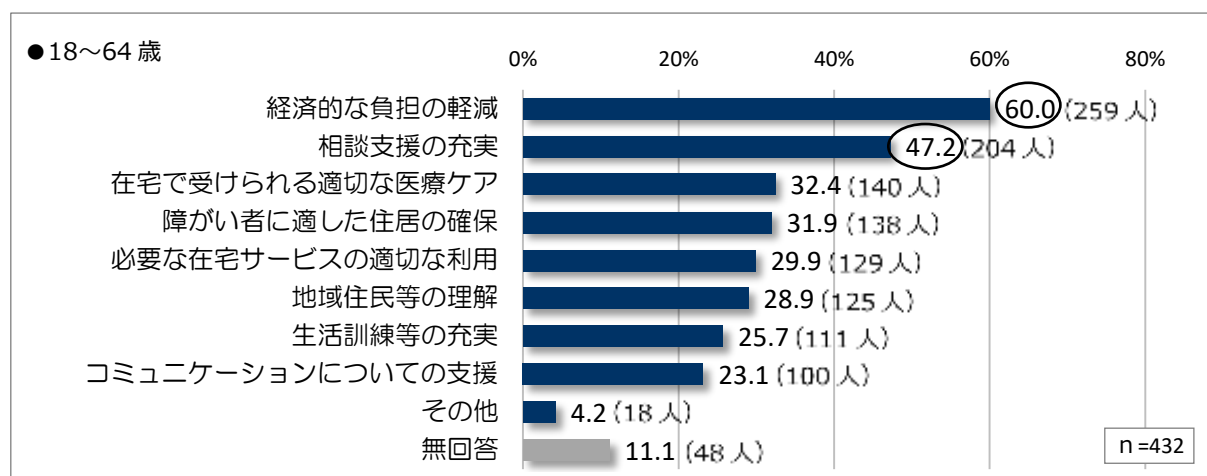
障害福祉サービス量の確保と質の向上のため、新規開設の意向がある事業者へ必要な障害福祉サービス内容や対象利用者等について積極的に情報提供を行い、障害福祉サービス事業所の確保を推進しました。

また、市内の介護保険事業所に障がいのある人を取り巻く地域の実情をご理解いただいたことで徐々に基準該当事業所※18が増加し、現在市内30か所の事業所と契約を締結しています。

今後も各関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を提供する障害福祉サービス体制の整備を図っていきます。

あなたは、本市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか(複数回答)

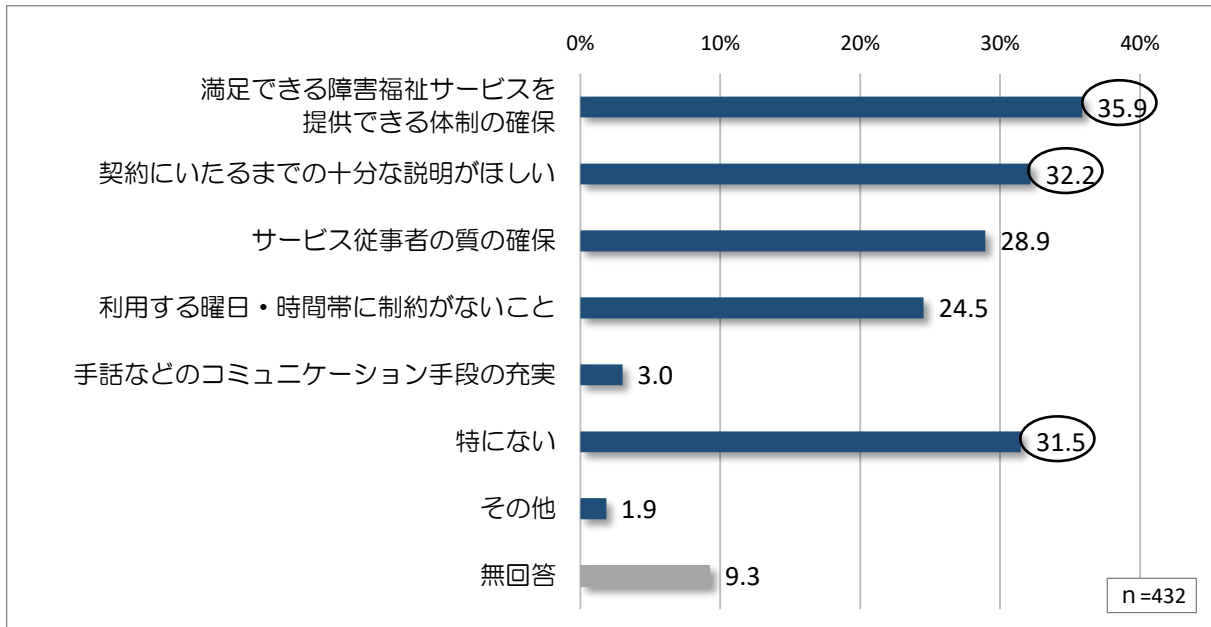
「経済的な負担の軽減」が 60.0%と最も高く、次いで「相談支援の充実」が 47.2%などとなっています。



※18 基準該当事業所…「資料編」117 ページにて、用語を解説しています。

障害福祉サービスを提供する事業所に対して望むことは、どのようなことですか (複数回答)

「満足できる障害福祉サービスを提供できる体制の確保」が35.9%と最も高く、次いで「契約にいたるまでの十分な説明がほしい」が32.2%などとなっています。一方で「特になし」が31.5%となっています。



【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、ライフステージのあらゆる段階において、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

障害福祉サービスを提供できる体制の確保として、基準該当事業所は増加しつつありますが、あくまでも介護保険利用者の空所利用であり、利用が継続できるかご家族は常に不安を感じています。事業所を利用できる定員を安定して確保するため、基準該当サービスから共生型サービス※19への移行を促進します。

【施策の展開】

- 障害福祉サービスの充実のため、引き続き適切な量の確保と質の向上に努めます。
- 安定した利用定員を確保するため、基準該当サービスから共生型サービスの移行推進に努めます。
- 相談支援事業所等関係機関と連携し、本人の能力発揮も含めた支援を目指します。

※19 共生型サービス…「資料編」117ページにて、用語を解説しています。

② 障がい児等支援体制の充実

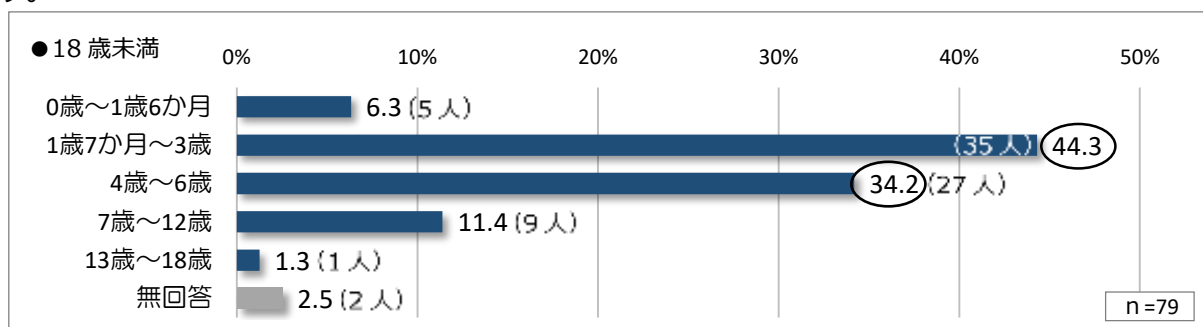
【現状と課題】

健診をはじめ、子育てや発達に関する各種相談会の利用から、早期に特性を把握し適切な支援につながるよう、連携した取組を行いました。また、障がいのある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野が連携して支援できる体制を構築しました。早期から切れ目なく、より充実した支援を行うため、連携体制の強化を図る必要があります。

重症心身障がい児・医療的ケア児については、障害福祉サービスを提供できる事業所数が少なく、十分に支援できていない現状がありますので、保健・医療・福祉及び教育の各分野が相互に連携し、支援体制を構築していく必要があります。

発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか

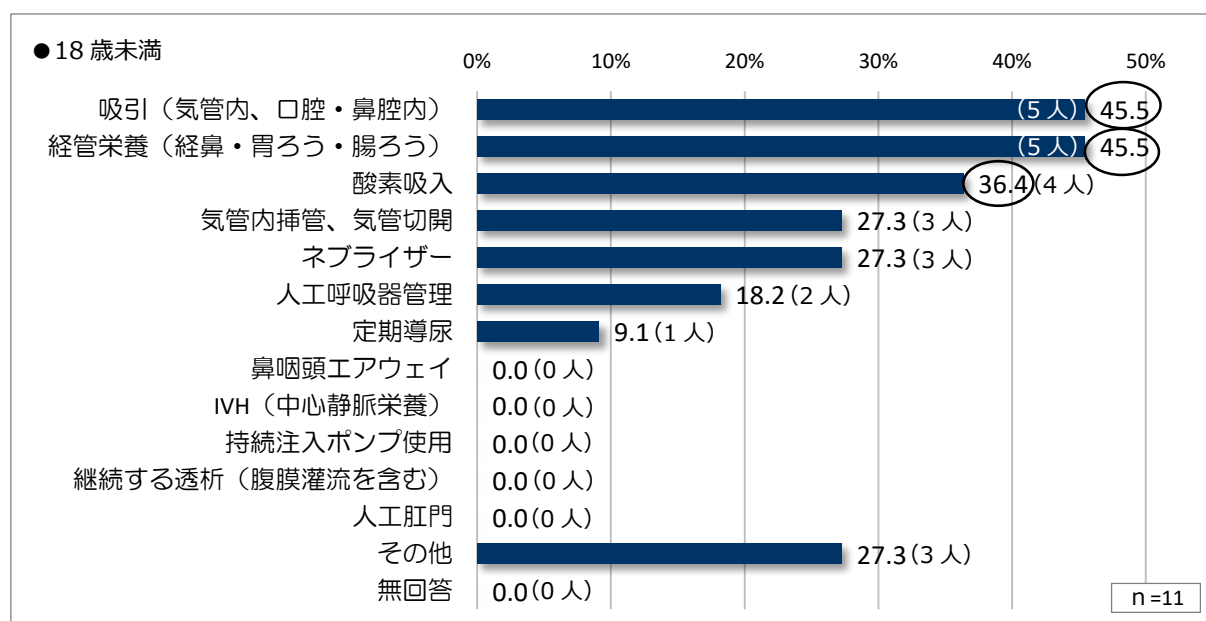
「1歳7か月～3歳」が44.3%と最も高く、次いで「4歳～6歳」が34.2%などとなっています。



障害児通所支援事業所の活動スペース

ご本人が現在受けている医療的ケアをお答えください(複数回答)

「吸引」、「経管栄養」が45.5%と最も高く、次いで「酸素吸入」が36.4%などとなっています。



【今後の方向性】

発達障がいの特性を早期から把握し、成長の早い段階から適正な療育につなげられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野と連携を図り、途切れない支援体制を推進します。

また、障がい児等の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、できる限り身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりを推進します。

重症心身障がい児・医療的ケア児については、保健・医療・保育・教育福祉の各分野が相互に連携した支援体制の構築を目指します。

【施策の展開】

- 支援が効果的に提供されるよう、関連機関との連携を強化し、障がい児等の支援体制の整備に取り組みます。
- 児童発達支援センター※20のあり方について検討を行います。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児のための支援について検討を行います。

※20 児童発達支援センター…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

③ 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

地域生活支援事業については、障がいのある人の実情や生活状況を考慮し、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの実施に努めています。意思疎通支援事業の充実を図るために、手話通訳者の派遣や育成をはじめとする意思疎通の支援に関する事業を実施しました。

日常生活用具の給付については、用具により実績が見込量を上回るものもあれば、若干下回るものもありますが実績は概ね増加しています。生活様式の変化や技術の進歩により新たな用具が出ているため、対象品目の拡充や助成基準の適正化を適宜実施していく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、暮らしていけるように支援するとともに、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの適切な確保を図り、地域における生活基盤の整備を推進します。

【施策の展開】

- 障がいのある人や保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な障害福祉サービスの提供に努めます。
- 日常生活用具の給付について、対象品目の拡充や助成基準の適正化に努めます。
- 意思疎通支援事業の充実を図り、障がいのある人の情報保障に努めます。
- 本人の能力発揮も含めた支援に努めます。



④ 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

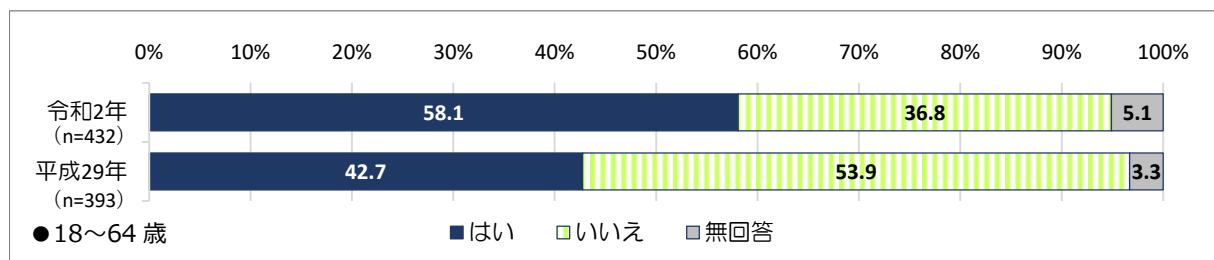
障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けることができるよう基幹相談支援センターが中心となり、相談支援に従事する者の資質の維持向上のための研修会や個別支援から見えてきた地域課題の抽出・検討など、相談支援体制の強化に継続的に取り組んできました。

アンケート結果から、前回の調査に比べ相談支援事業所があることを「知っている」との回答が増え、障害福祉サービス等の利用に伴う相談支援利用者数増加もあり、認知度は上がっています。一方で、約4割は相談支援事業所を認知していない現状もあります。

相談窓口の周知に加え、相談内容の複雑化・複合化により、多機関連携も求められています。様々な相談に対応するため、引き続き、相談支援事業所の周知を含めた体制整備や相談支援に従事する者の資質向上等に取り組むことが必要です。

あなたは、市内に障がいの相談支援事業所があることを知っていますか

「はい」が58.1%、「いいえ」が36.8%となっています。



相談先にどのようなことを期待しますか

「気軽に相談できる」が63.9%と最も高く、次いで「必要な時に必要な情報をもらえる支援」が55.6%、「あなたへの丁寧な対応」が46.8%などとなっています。

【今後の方向性】

障がいの多様化や相談内容の複雑化に伴い相談ニーズが拡大する中、全てのライフステージを通じて支援が途切れのないような体制整備を図っていくため、基幹相談支援センターが中心となり、地域の様々な関係機関との連携強化や相談支援体制の整備、相談支援に従事する者の資質の維持向上に取り組めます。

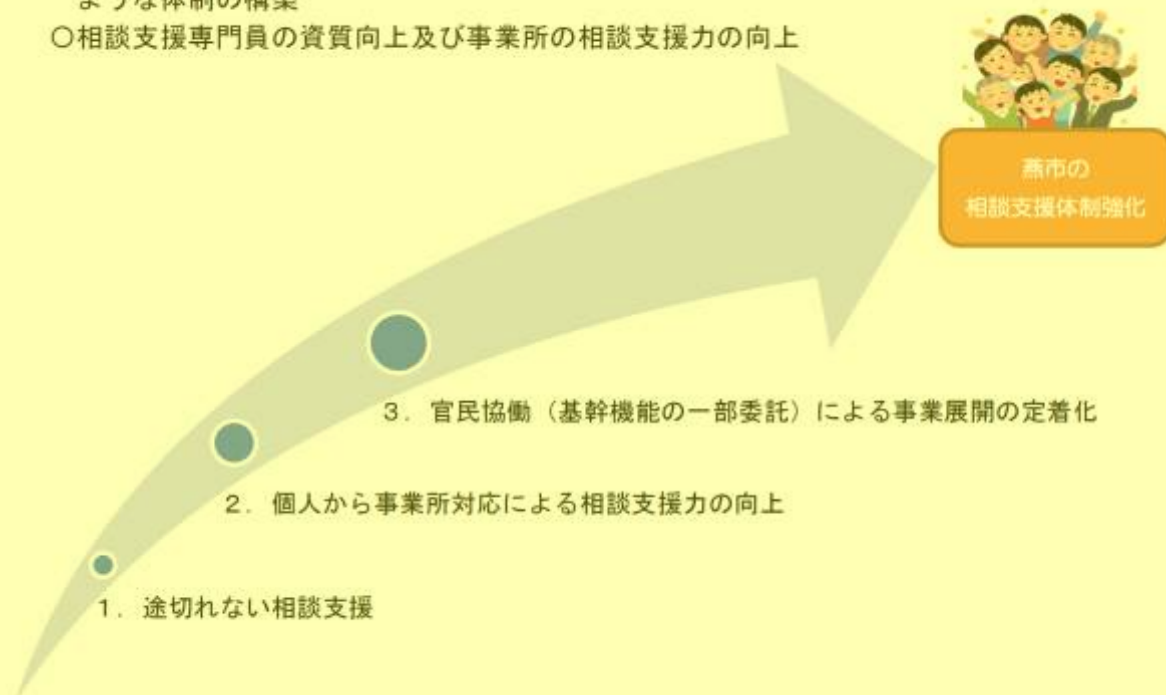
基幹相談支援センターの事業については、引き続き自立支援協議会で報告を行い、事業の適切かつ積極的な運営の確保に取り組めます。

【施策の展開】

- 自立支援協議会において、基幹相談支援センター事業に関する報告を行い、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。
- 基幹相談支援センターがその役割を果たすことで、市内相談支援事業所全体の相談支援力の向上を図り、地域の相談体制の強化を進めます。
- 障がいのある人が困ったときなどに気軽に相談できるよう、市内相談支援事業所の周知を図ります。
- 相談支援を通じて明らかになった地域の課題を発掘・集約し、市内相談支援事業所等と共有するとともに、その解決に向け協働して取組を行います。
- 全てのライフステージに通じて支援が途切れないような体制整備に向け、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。
- 障がいのある人等の様々な相談に対応できるよう、児童分野、高齢者分野など地域の関係機関と連携し、必要な支援が提供できるような体制の構築を図ります。

【燕市が目指す相談支援体制について】

- 多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築
- 相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上



⑤ 差別の解消及び虐待の防止・対応強化

【現状と課題】

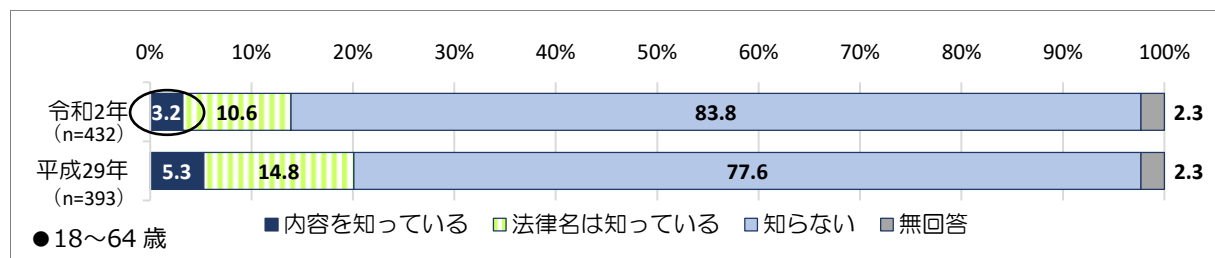
アンケートの結果から、障害者差別解消法の理解が進んでいるとは言えない状況ですので、市民に向けた周知・啓発を強化する必要があります。

また、障がいのある人への虐待については、虐待の疑いがある段階から虐待対応ケース会議を開催し、関係部署と連携しながら迅速かつ適切に対応してきましたが、社会生活の様々な場面において、障がいのある人への虐待や差別は未だ根絶しているとは言えない状況です。

障がいのある人への差別解消及び虐待の防止を図るためには、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法^{※21}」等を踏まえ、日常生活や雇用などあらゆる場で合理的配慮^{※22}の推進や、差別・虐待の防止といった人権擁護意識の啓発が必要です。

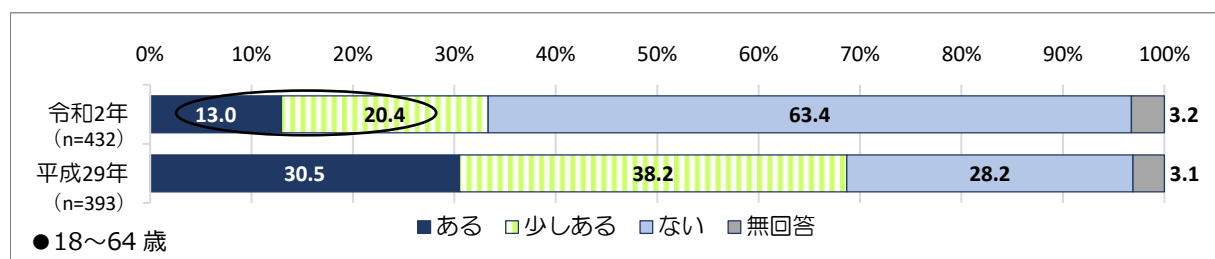
「障害者差別解消法」を知っていますか

「内容を知っている」は3.2%となっています。



あなたは、障がいがあることで差別や嫌がらせ、暴力を受けたりする(した)ことがありますか

「ある」と「少しある」を合わせると33.4%となっています。



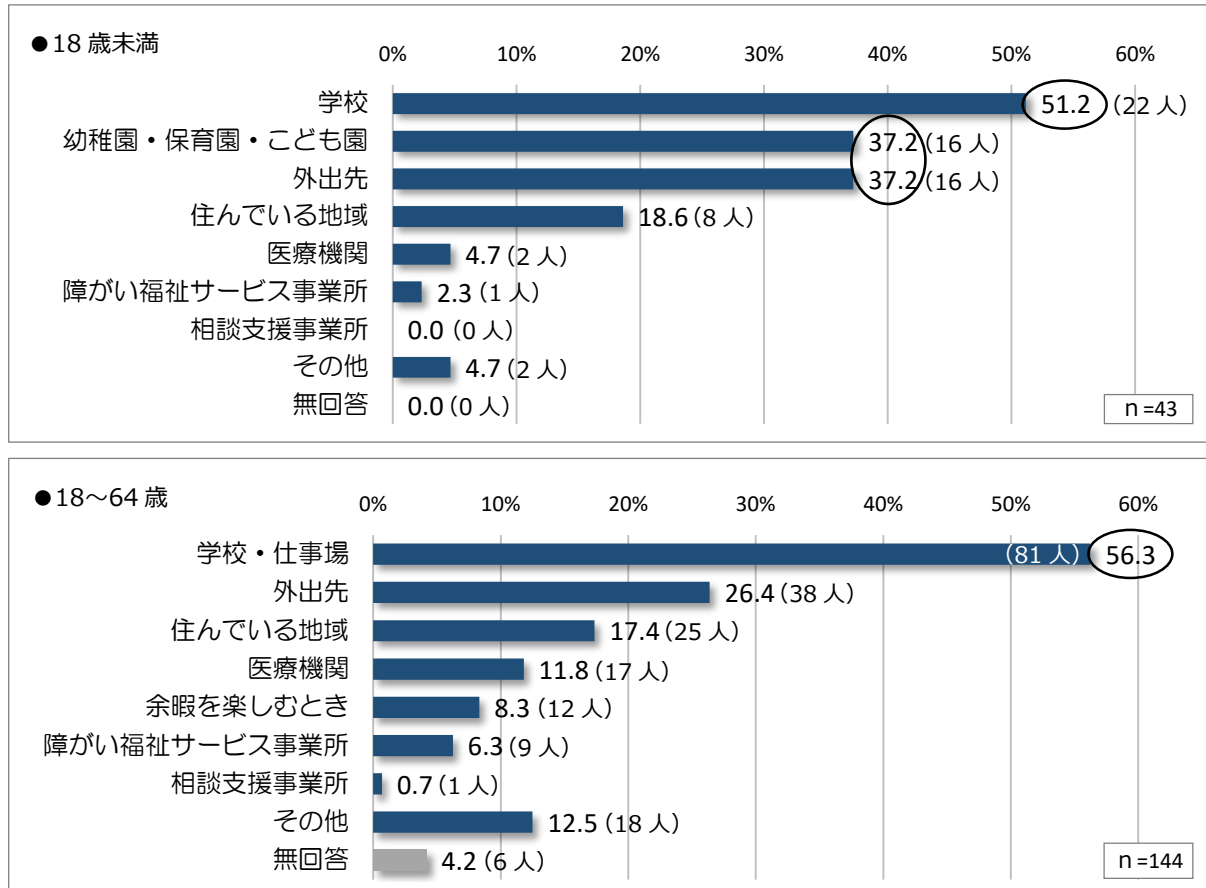
※21 障害者雇用促進法…「資料編」118 ページにて、用語を解説しています。

※22 合理的配慮…「資料編」117 ページにて、用語を解説しています。

どのような場所や場面で差別や嫌がらせ、暴力を受けましたか(複数回答)

18歳未満では「学校」が51.2%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・こども園」と「外出先」が37.2%となっています。

18～64歳では「学校・仕事場」が56.3%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の推進等に関する必要な支援を行います。

また、障がいのある人の人権を尊重し、地域の中で自らが望む暮らしを安心して続けていけるよう支援します。

【施策の展開】

- 障がいのある人等が、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定過程において、必要かつ適切な情報の提供や相談、手続きの支援に努めます。
- 障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供促進に向けた広報・普及活動や相談窓口の周知に努めます。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、速やかな支援に結びつける体制を強化するとともに、養護者に対しても必要な支援を講じます。

⑥ 成年後見制度利用の促進

【現状と課題】

市民や福祉関係者を対象とした講座や研修をとおして、制度の周知を行っています。また、障がいのある人やその親族、関係機関等からの成年後見に係る相談に対応するとともに、制度利用の費用を助成することで、制度の利用促進を図ってきました。

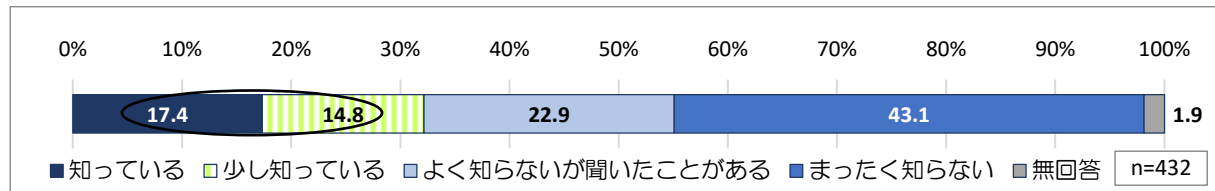
社会福祉協議会など関係機関とは協議を重ね、地域におけるネットワーク形成や中核的な機関の設置に向けた検討を続けているところです。

これらの取組を推進し、成年後見制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

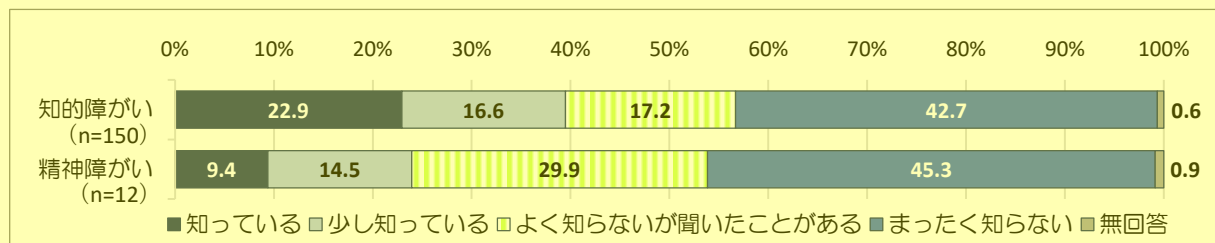
また、社会福祉協議会が行った調査によると、成年後見の申し立てを準備・検討している人は多くないことがわかります。成年後見制度の申し立てを行う上での支障は経済的理由が大きく、助成を充実させることで制度利用の促進を図っていく必要があります。

あなたは、「成年後見制度」を知っていますか

「知っている」と「少し知っている」を合わせると32.2%となっています。



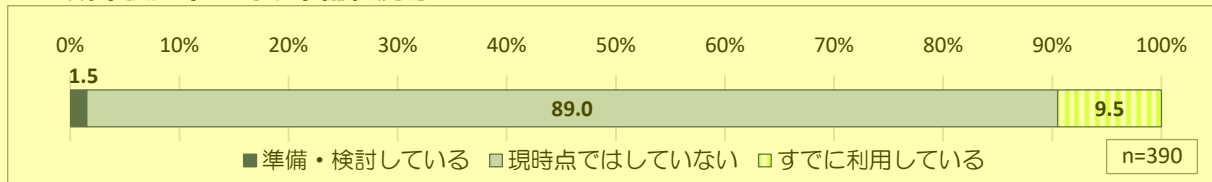
※ 平成29年調査時は選択肢が2つで、「知っている」が39.4%、「知らない」が56.0%となっています（無回答4.6%）



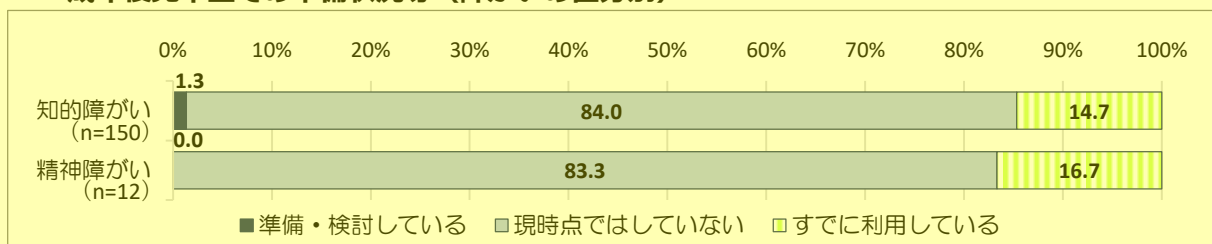
成年後見制度の申し立ての準備・検討状況

調査対象者 390 人のうち、「準備・検討をしている」のは全体の 1.5%、6 人とどまりました(うち認知症高齢者 4 人、知的障がい者 2 人)。大多数は「現時点ではしていない」状況です。

■ 成年後見申立ての準備状況等

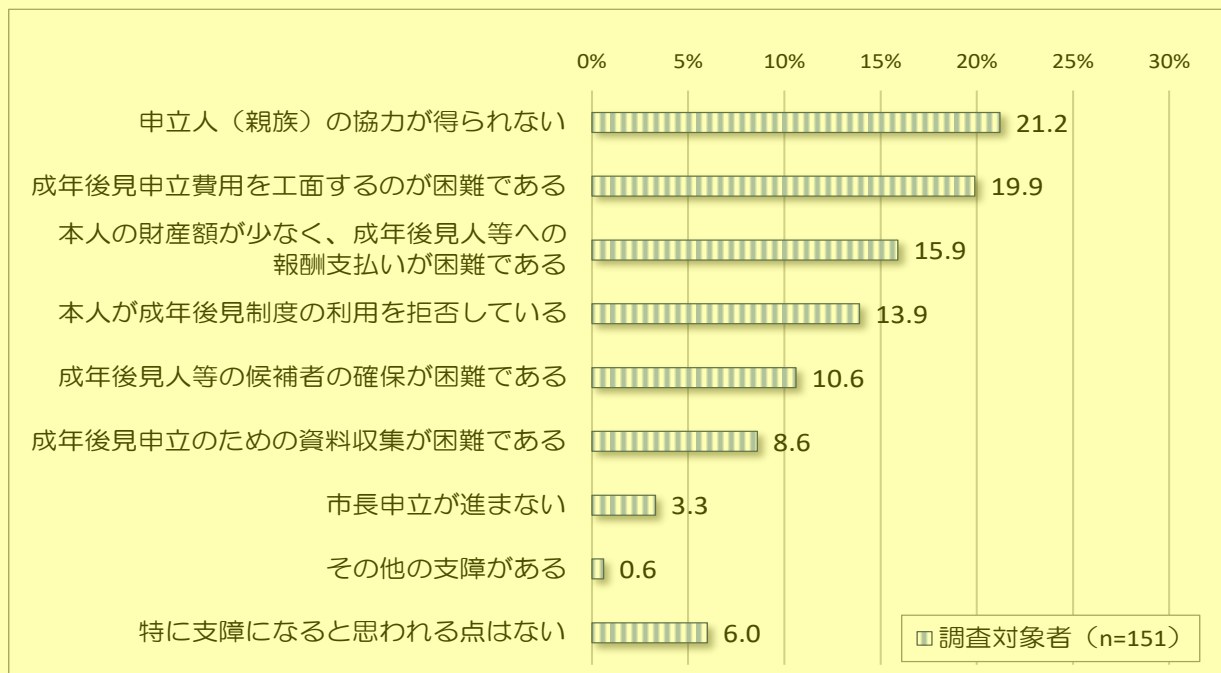


■ 成年後見申立ての準備状況等（障がいの区分別）



※ 令和2年6月 社会福祉協議会実施「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」より

成年後見制度の申し立てを行う上で支障になると思われること



※ 令和2年6月 社会福祉協議会実施「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」より

【今後の方向性】

障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を守るため、意思決定の支援、成年後見制度の周知を図ります。また、生活困窮等のために成年後見制度の利用が困難な人に対する必要な助成について検討していきます。

社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

併せて、「地域連携ネットワーク」を構成するため、複雑・多様化するニーズに対しても専門的に対応できる成年後見人等を育成し、その活動を支援していきます。

【施策の展開】

- 成年後見制度、社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業など各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための適切な支援や助成を行います。
- 権利擁護の推進を図るため、家庭裁判所をはじめとした地域の関係機関と連携して、地域連携ネットワークの構築やその中核的な役割を担う機関の設置について検討を行います。
- 地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動を支援する体制の整備に努めます。

【成年後見制度について】

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援 助 者	
補助	不十分	補助人	監督人を選任することがあります
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

※出典:「成年後見制度を利用される方のために」家庭裁判所 令和元年10月リーフレット

⑦ 障がいのある人の健康づくり

【現状と課題】

障がいのある人の健康づくりについては、健康づくり教室など各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供の推進に努めるとともに、障害福祉サービス事業所や関連部署と連携して必要な医療や保健の情報提供を図っています。

本市においては、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者が年々増えているため、体の健康だけではなく、こころの健康についても講座等を実施するなどし、心の病の早期発見、予防に努めていく必要があります。

障がい児・者の心身の健康状態や疾病については、現状を把握しきれていないところもあるため、事業の効果を計るためにも、心身の健康状態や疾病予防に係る基礎データの収集が必要です。

【今後の方向性】

若年期から健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病に起因する障がいの発生の予防に努めます。また、障がいがあっても健康的に暮らせるよう、健康づくり教室など各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供に努めます。

【施策の展開】

- 生活習慣病を予防するため、日常生活の中で実践できる健康づくりについて周知します。
- 事業所等と連携を図りながら、関係部署と情報共有のもと、必要な人に医療・保健の紹介を行うなど、疾病の予防に努めます。
- こころの健康について講座等を実施し、心の病の早期発見、予防に努めます。
- 障がいのある人や障がいのある子どもの健康づくりや疾病予防の基礎データとなるアンケート調査の実施について検討します。

⑧ 保健医療等関係機関との連携

【現状と課題】

障がいのある人が地域で健康な生活を送り続けられるように、障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、保健所や医療機関、家族会と連携した支援の提供を行ってきました。

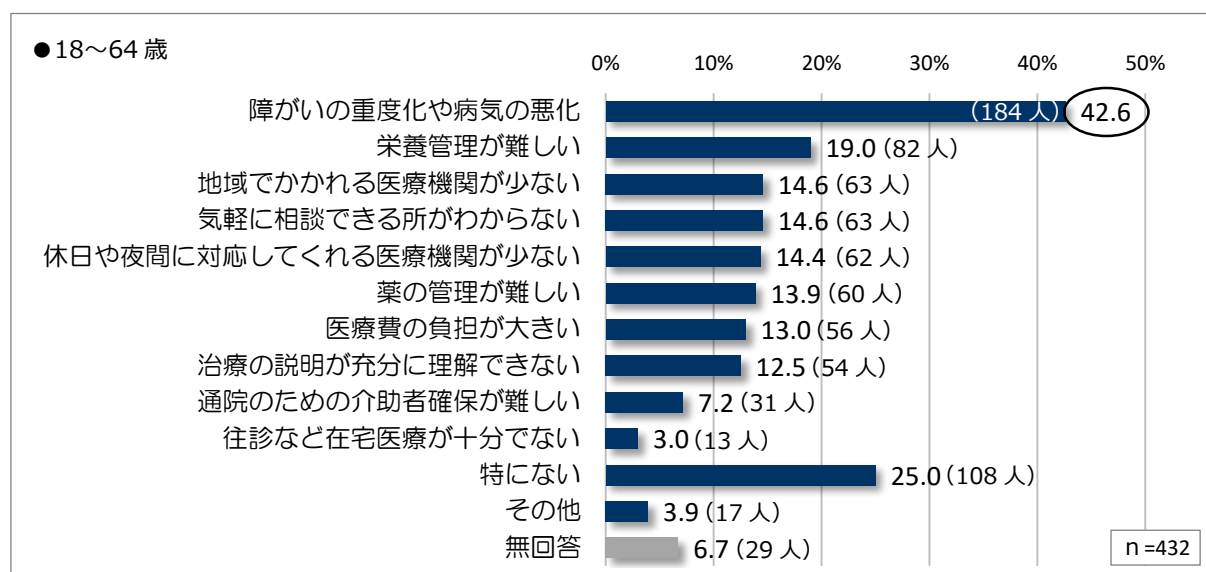
特に、障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーション等を受けられるような地域づくりを目指すため、「燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会」において、新潟県医師会・燕市医師会が主催する研修会・講演会に参画し、重症心身障がい児・医療的ケア児に関する研修会・講演会を開催しました。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※23の構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を自立支援協議会に設置しました。

アンケート結果から、「健康や医療のことで困っていることや不安」に関しては、『障がいの重度化や病気の悪化』が最も高いことから、引き続き、医療・保健・福祉分野の関係者同士が情報共有を行い、連携した支援・障害福祉サービスの提供を図ります。

あなたは、ご自身の健康や医療のことで、困っていることや不安に感じていることはありますか(複数回答)

「障がいの重度化や病気の悪化」が42.6%と最も高く、次いで「栄養管理が難しい」などとなっています。



【今後の方向性】

保健・医療分野の関係機関と必要な情報を共有し、障がいのある人が地域で健康な生活を送り続けられる支援体制の構築を推進します。

重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な人の在宅支援について、関係機関と連携して研修会・講演会を開催するなど、支援の充実に努めます。

※23 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

【施策の展開】

- 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所を中心に健康面についても気づき、支援できる体制を整えます。
- 保健・医療分野の関係機関と情報共有を行い、地域で健康な生活を送り続けられるよう支援します。
- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実など、こころの健康づくりを推進します。
- 保健所、医療機関、家族会との連携を強め、障がいのある人のニーズの把握に努め、必要な支援の提供に努めます。



こころの健康講座



重症心身障がい児在宅支援実践研修会

⑨ 情報提供の推進

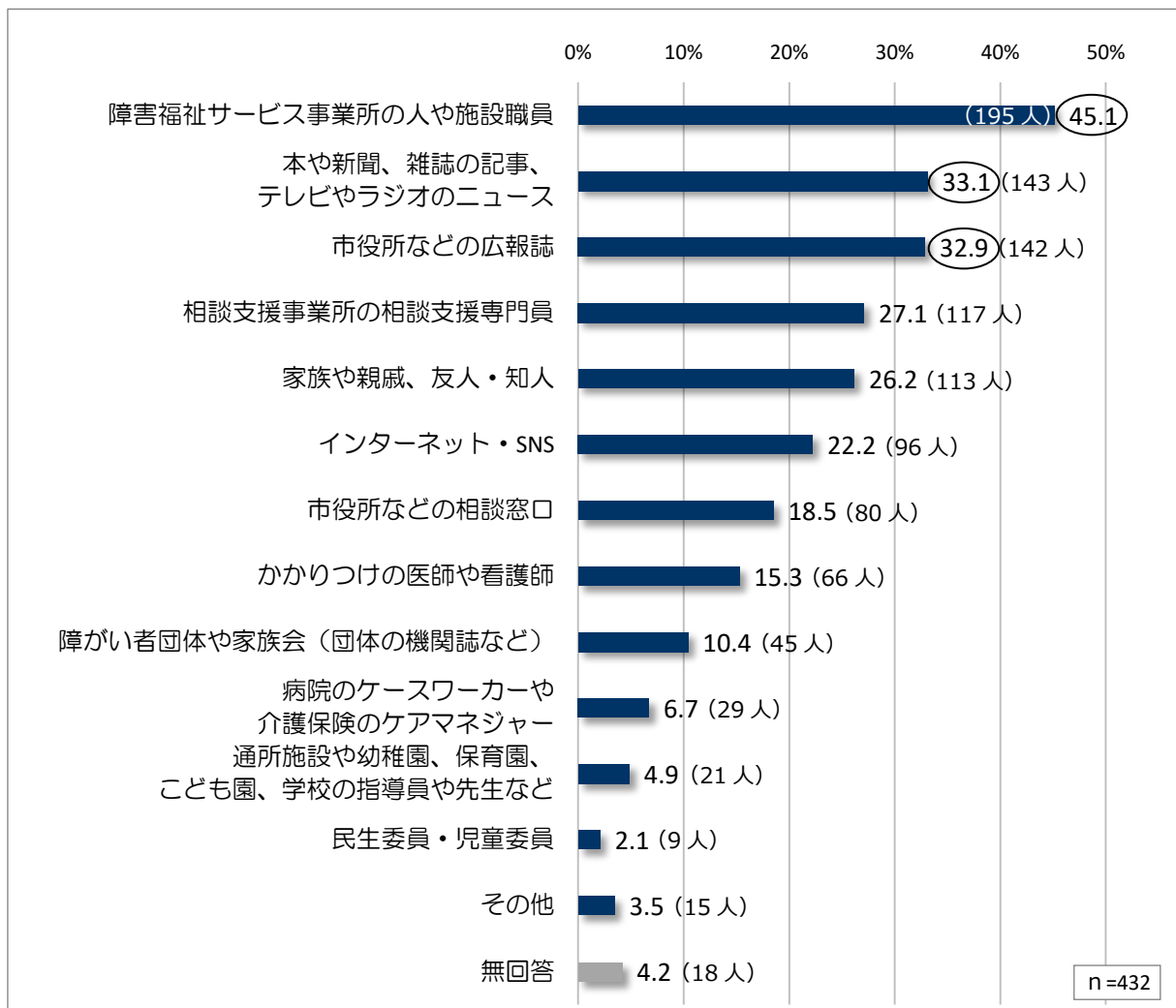
【現状と課題】

各種障害福祉サービス等を紹介する「障がい者福祉のしおり」を毎年度発行し、障がいのある人に手当や助成制度等について情報提供を行っています。広報誌については音声訳を配信し、視覚障がい者への情報アクセシビリティの向上を図っています。ホームページについては色使い等に配慮し、障がいのある人や高齢者など誰もが利用しやすくなるよう努めています。

福祉に関する情報を得るうえで、どこから情報を得ればよいのかわからない人や、どのような障害福祉サービスがあるかわからない人に対し、よりわかりやすい情報提供に努めていく必要があります。

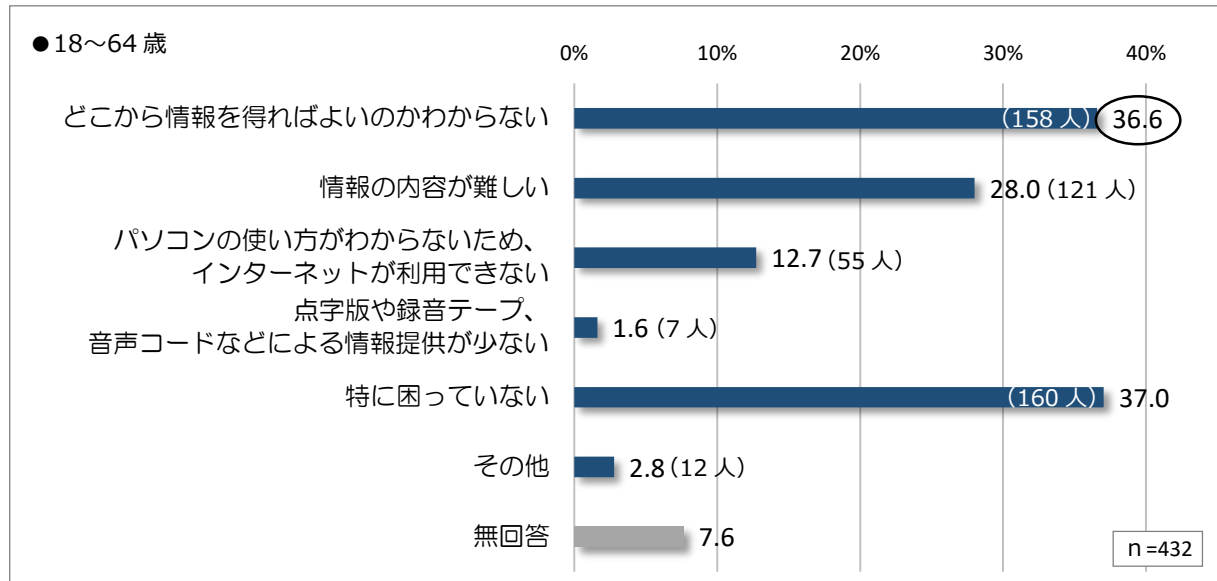
福祉に関する情報はどこから得ますか(複数回答)

「障害福祉サービス事業所の人や施設職員」が45.1%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が33.1%、「市役所などの広報誌」が32.9%などとなっています。



福祉に関する情報などを得る時、どのようなことに困っていますか(複数回答)

「どこから情報を得ればよいのかわからない」が最も高く、36.6%となっています。



【今後の方向性】

障がいのある人等が適切に情報を得られるよう、障がいの特性に配慮した様々な方法で情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。

また、障害福祉サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報誌、ホームページ、窓口での対応などによって、わかりやすい情報提供に努めるとともに、「障がい者福祉のしおり」や「声の広報つばめ」の周知を図ります。

【施策の展開】

- 広報誌やホームページを使い、わかりやすい情報提供を行います。
- 情報アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのある人等に対し必要な支援を行います。
- 「障がい者福祉のしおり」、広報誌、ホームページを活用し制度の周知を図ります。

⑩ 意思疎通支援事業の推進

【現状と課題】

新潟県主催の「手話通訳者養成講座」の受講につながる「手話奉仕員養成講座」や「ステップアップ講座」を開催し、継続的に手話通訳者等の育成と確保に努めるとともに、現任の手話通訳者・要約筆記者等を対象にした「スキルアップ※24講座」を実施し、実践的技術やマナーを学ぶことで手話通訳者・要約筆記者等の資質の向上に努めています。

また、市主催の行事等に手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者の社会参加が円滑に図られるよう取組を進めており、市民活動においても手話サークルによる手話の普及活動が行われています。

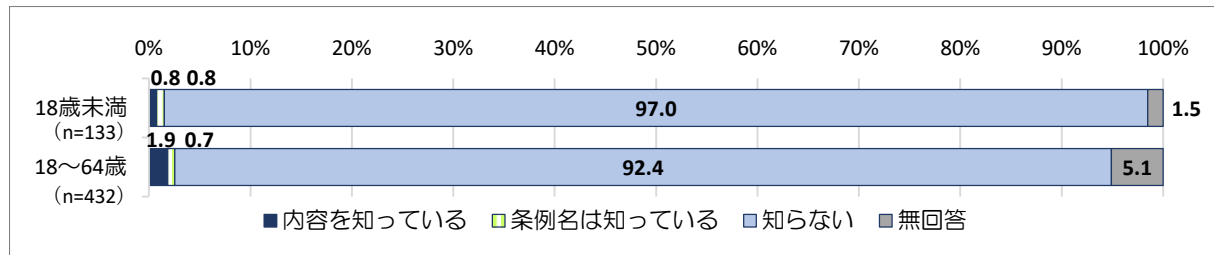
広報誌の内容を音声による情報として必要な人から申請があったときは、内容を録音したCDを無料配布するとともに、本市のホームページでも音声訳をダウンロードできるようにしていることに加え、意思疎通支援用具の給付など情報保障の確保に努めています。

令和元年9月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」を制定(令和元年10月1日施行)しましたが、まだ認知度が高いとは言えないので、周知を図る必要があります。

令和元年10月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」が施行されたことを知っていますか

18歳未満では「内容を知っている」が1人(0.8%)、「条例名を知っている」が1人(0.8%)で、「知らない」が97.0%となっています。回答者133人のうち、聴覚障がいを持つ人は4人でした。

18～64歳では「内容を知っている」は8人(1.9%)、「条例名を知っている」が3人(0.7%)で、「知らない」が92.4%となっています。回答者432人のうち聴覚障がいを持つ人は15人でした。



【今後の方向性】

引き続き、手話への理解を促進し、手話の普及を推進します。

手話による情報取得や意思疎通が可能となるよう環境整備に努め、手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上を図ります。

※24 スキルアップ…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

【施策の展開】

- 広報誌やホームページ等で手話の紹介記事を掲載し、手話の普及・啓発を推進します。
- 図書館で手話に関する書籍の特設コーナーを設置し、手話への興味を持つきっかけを提供します。
- 引き続き、手話出前講座を実施し、地域団体、学校、児童館等に講師として聴者と聴覚障がい者を派遣します。
- 燕商工会議所、吉田・分水商工会が発行する事業所向けの広報誌に聴覚障がい者に対する合理的配慮等に関する情報を事業所に提供し、働きやすく、利用しやすい環境整備に努めます。
- 手話サークル活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)の開催を引き続き実施し、これから手話を学ぼうとする人の支援を行います。
- 手話スキルアップ研修会、要約筆記スキルアップ講座を引き続き開催するとともに、燕市聴覚障がい者協会と連携し、手話通訳者資格取得を目指す人の支援を行います。



図書館に設置した手話に関する書籍の特設コーナー

⑪ 生活環境の整備

【現状と課題】

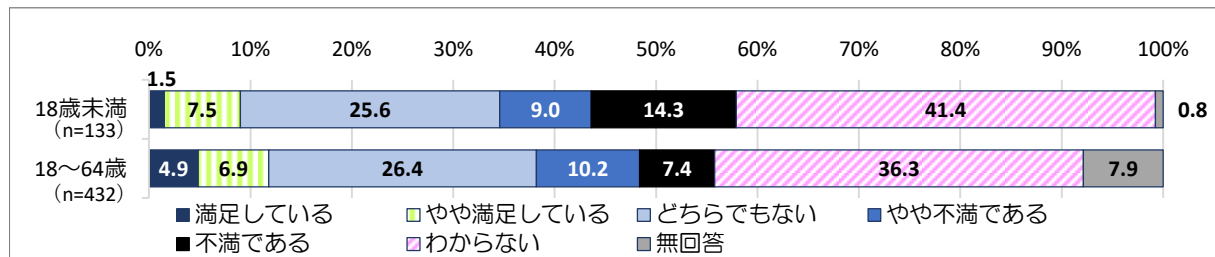
アンケート調査から、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関して、本市の取組が「重要である」「やや重要である」と答えた人が多い一方で、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合は少ない結果となりました。

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきた結果、公共施設等については、順次改善を進めていますが、関係部署と連携した取組が今後必要になると考えます。

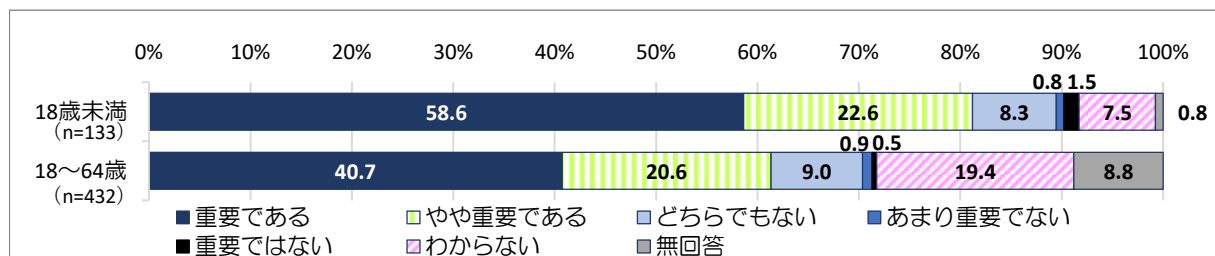
「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関する暮らしの「満足度」と、本市の取組としての「重要度」について、あてはまるものはどれですか

満足度で「わからない」が多い一方で、重要度で「重要である」と答えた人が多いことから、生活環境の整備についての周知を図ります。

『満足度』



『重要度』



【今後の方向性】

障がいのある人が暮らしやすい生活環境にするため、ユニバーサルデザイン※25の考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、全ての市民にとって安全・安心な生活環境の整備に努めます。

民間事業所を含めた施設設置者に対し、更なる理解と協力を求めていくとともに、全ての人が利用しやすい施設環境の整備を推進していきます。

※25 ユニバーサルデザイン…「資料編」122 ページにて、用語を解説しています。

【施策の展開】

- 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向け、多機能トイレの設置、トイレの洋式化など全ての人が利用しやすい施設の環境整備に努めます。
- 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共施設等の安全性と利便性を高めることに努めます。
- ユニバーサルデザインの考えのもと、道路等の整備状況に関して、関係部署との情報共有と連携に努めます。



市役所庁舎 多機能トイレ

⑫ 防災・防犯体制の整備

【現状と課題】

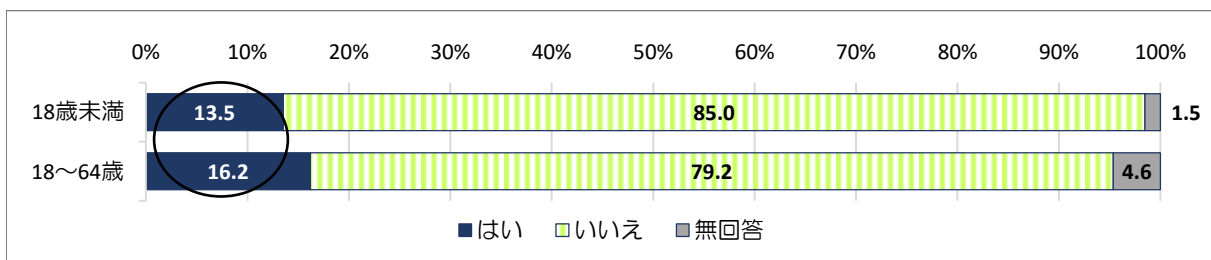
新潟県が作成したヘルプマーク※26(ストラップ)とヘルプカード※27を、令和元年8月から配布しています。避難行動要支援者※28のリストを整備して自治会へ支援を要請するなど、関係部署と連携して防災・防犯体制の整備を進めました。また、平成30年度より聴覚障がい者への対応訓練を実施し、障がいのある人の避難支援体制について検討を進めているところです。防犯については、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を図ってきました。

避難場所での生活環境や避難方法に不安を感じている人も少なくないことから、指定避難所での障がいのある人への対応方法のほか、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合等にどのように避難の支援を行っていくかについて検討が必要です。

また、障がいのある人を犯罪被害等から守るため、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりを推進していく必要があります。

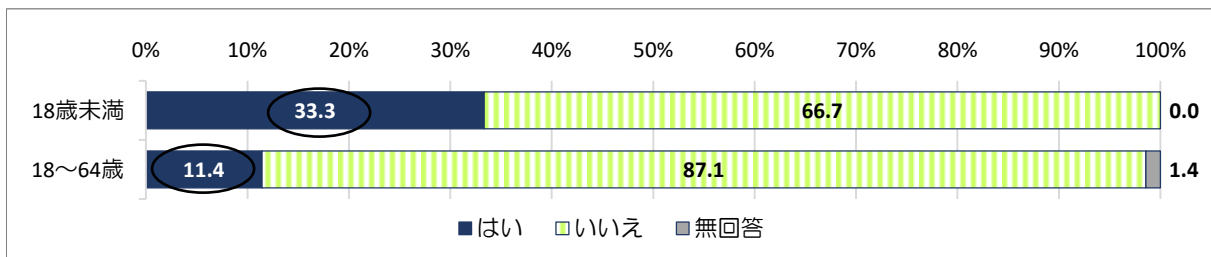
あなたはヘルプカードを所持していますか

所持している人は20%以下となっています。



あなたはヘルプカードを利用したことがありますか

18歳未満では「はい」が33.3%、18～64歳では11.4%となっています。



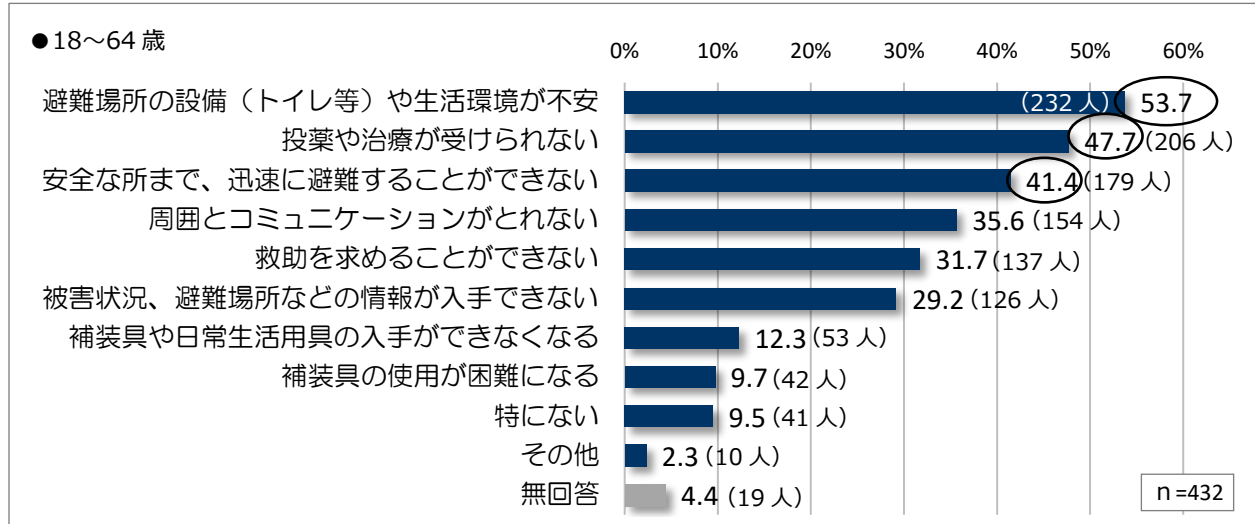
※26 ヘルプマーク…「資料編」121ページにて、用語を解説しています。

※27 ヘルプカード…「資料編」121ページにて、用語を解説しています。

※28 避難行動要支援者…「資料編」121ページにて、用語を解説しています。

災害時に困ることは何だと思いますか(複数回答)

「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が53.7%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が47.7%、「安全な所まで、迅速に避難することができない」が41.4%などとなっています。



【今後の方向性】

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人が、安全かつ確実に避難できるように、「地域防災計画」との連携を図りながら地域における避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災対策に努めます。

また、障がいのある人のニーズに応じた防災・防犯情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

【施策の展開】

- 緊急時や災害時、日常の困った時に、障がいのある人が自分自身のことを的確に相手に理解してもらうことで、より早く周りの助けを受けやすくするために、「ヘルプカード」の普及を図ります。
- 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)の登録を推進します。
- 障がいのある人に対する避難所での対応や福祉避難所の在り方等について、引き続き関係機関と検討するとともに、訓練等を通じ対応力向上に努めます。
- 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を推進します。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる119番通報の普及や緊急 web 版通報システムの登録者拡充に努めます。

(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

① 雇用・就労、経済的自立支援の推進

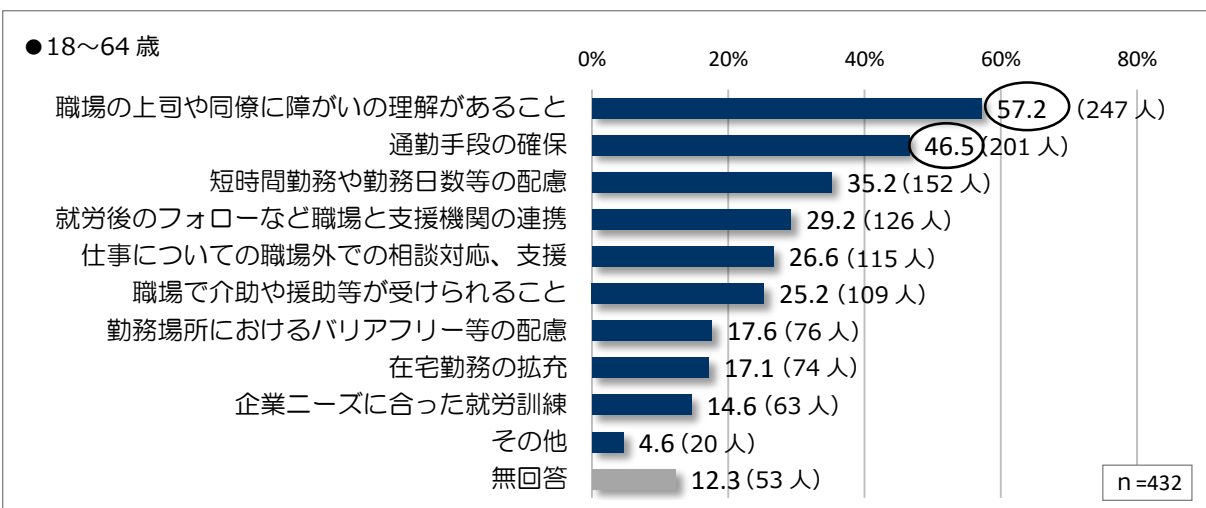
【現状と課題】

障がいのある人の雇用促進については、平成30年4月より障害者雇用義務の対象として精神障がい者が加わり、令和3年3月には経過措置の特例が廃止され、一般事業主の法定雇用率※29は2.3%に引き上げられました。このような状況の中、巻公共職業安定所管内の企業における障がいのある人の実雇用率については、令和元年6月1日時点で2.25%(前年2.11%)と、県の2.12%(前年2.06%)を上回っています。福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業やハローワーク等の関係機関との連携強化や障がいに関する普及啓発、福祉施設と企業との相互理解の促進などを行ってきましたが、引き続き地域の関係機関と連携した取組が求められています。

市内の障害者就労施設等に通って働く人の工賃収入を向上させ、経済的自立の促進を図るため、企業等からの受注促進や自主生産品の販路拡大のほか、農業と福祉の連携などの取組を行ってきました。令和元年度には、市内の就労継続支援B型事業所8か所全てが月額工賃1万円を達成できましたが、新規に開設される就労継続支援B型事業所や利用ニーズが高まっている就労継続支援A型事業所においても工賃の確保が課題となることから、今後は就労継続支援A型事業所も含め、福祉的就労※30の充実に向けた取組を行う必要があります。

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか(複数回答)

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が57.2%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が46.5%などとなっています。

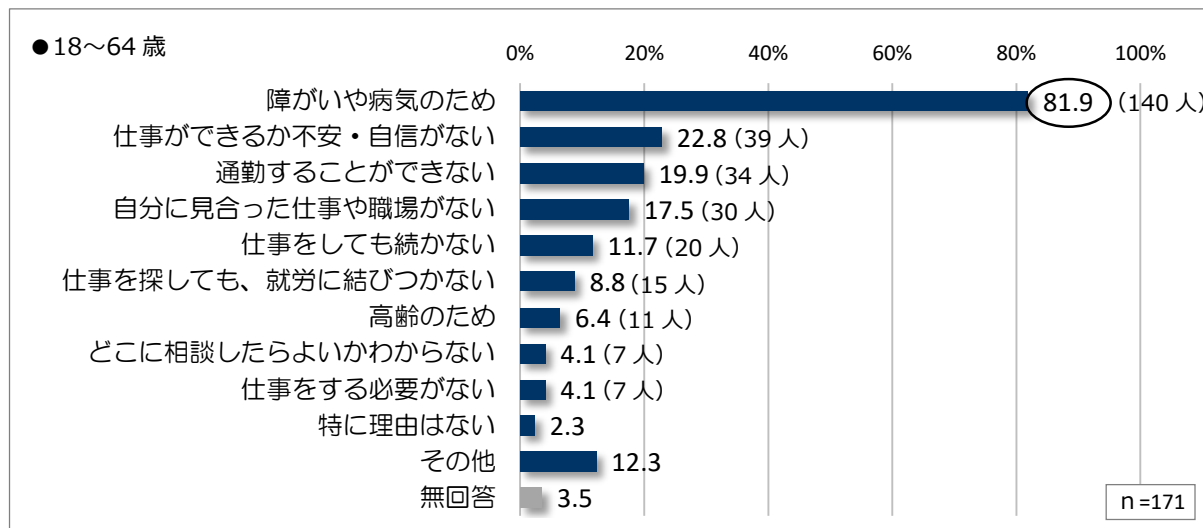


※29 法定雇用率…「資料編」122 ページにて、用語を解説しています。

※30 福祉的就労…「資料編」121 ページにて、用語を解説しています。

仕事をしていない理由は何ですか(複数回答)

「障がいや病気のため」が 81.9%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくりとして、また、障がいのある人が働くことに自信を持てるよう、福祉的就労の充実に引き続き取り組むとともに、就労支援事業所における就労移行・就労定着に向けた支援の質を高めていくことを目指します。

また、障がいのある人が一般就労をする上で必要な知識を取得し、能力を向上させるための機会を提供するとともに、企業等に対しては一般就労の推進に向けた働きかけと障がいのある人についての理解を進めるための取組を推進します。

【施策の展開】

- 障害者優先調達推進法に係る物品調達を推進するとともに、障害者就労施設等への発注促進に向けた企業等への PR を行います。
- 障害者就労施設同士がお互いのノウハウや情報を交換できる機会を作るなど、各施設における工賃向上に向けた取組を支援します。
- 障害者就労施設に対し、就労準備・就労移行支援のスキルアップに向けた取組を推進します。
- ハローワーク・障がい者就業・生活支援センター※31との連携を強化し、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労の機会を確保するとともに、仕事量の増加を図るため、企業や事業主、農業関係者等に対し、障がいのある人について理解を進めるための取組を行います。

※31 障がい者就業・生活支援センター…「資料編」119 ページにて、用語を解説しています。

② スポーツ・文化活動の促進

【現状と課題】

令和元年度は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の一環として、毎年開催している「燕市中央公民館文化祭」において、「障がい者作品展」と「車いすダンスパフォーマンス」を開催し、障がいのある人へ社会参加の機会を提供しました。

市内の障害福祉サービス事業所等では、障がいのある人に創作活動を通して生きがいや自己実現につなげてもらうため、書道や陶芸などの学習機会や公民館などにおいて作品の発表の場を提供しています。

また、運動会の開催や水泳教室に参加している障害福祉サービス事業所等もあり、楽しみながらスポーツへ取り組む機会を提供しています。

引き続き、障害福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人が参加できる作品展やスポーツ教室などの情報提供や開催場所の確保などの支援に努める必要があります。

さらに、県内の障がい者団体が主催する作品展についても、本市のホームページを通じて情報提供を行っており、引き続き障がいのある人が文化活動に加えスポーツ活動にも参加できるよう情報提供に努める必要があります。

本市主催の講演会等では、必要に応じて手話通訳や要約筆記等の情報保障を行っており、引き続き安心して聴講できる環境整備に努める必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が参加できるスポーツ・文化活動の情報提供を進めるとともに、事業所等が実施する作品展等への支援を検討します。

障がいのある人へ学びの場を提供するため、障がいによって情報が得にくい人に対し、安心して聴講できる環境整備に努めます。

【施策の展開】

- 各種情報の収集を行い、事業所等と連携して活動場所の確保に努め、事業所が実施する作品展等への支援を行います。
- 県内障がい者スポーツ大会や作品展等の文化活動に関する情報を収集し、障がいのある人への情報提供に努めます。
- 障がいのある人の講演会、学習機会等への参加を促進するため、必要に応じて手話通訳、要約筆記等の情報保障を行います。

③ 保育・教育体制の充実

【現状と課題】

幼稚園・保育園・認定こども園に対しては、巡回訪問等を実施し、障がいのある子どもの一人ひとりの特性に沿った適切な支援に向けた指導や助言を行うことで、早期支援の強化に努めています。

また、個別の指導計画等の整備を図り、保健・医療・教育・福祉等関係機関との連携した支援を推進しています。

特別支援教育※32については、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員※33等を配置することにより、障がいのある児童・生徒と保護者の意見や教育的ニーズを把握しながら、きめ細かな支援を行えるよう図っています。

また、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ教育システム※34(包容する教育制度)の構築を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある子どもが就学前から卒業まで途切れない支援を受けられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関が連携してライフステージに応じた「将来を見据えた支援」を提供する体制の構築に取り組みます。

また、多様な学びの場を提供するため特別支援教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で学び、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みづくりについても検討を進めます。

【施策の展開】

- 専門的できめ細かな指導や助言を継続的に行うため、幼稚園・保育園・認定こども園に対し、巡回訪問等を行い、支援に努めます。
- 特別支援教育を充実させるため、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員等を配置し、きめ細かな支援を行います。
- 障がいの有無に関わらず可能な限り子どもたちが共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

※32 特別支援教育…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

※33 特別支援教育支援員…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

※34 インクルーシブ教育システム…「資料編」117 ページにて、用語を解説しています。

(3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

① 障がいに対する理解促進

【現状と課題】

燕市社会福祉協議会と共催で、障害者週間の時期に合わせて、『こころのバリアフリー啓発イベント』を実施しています。また、市役所では障害者差別解消法の理解及び障がいの正しい理解の促進を目的に、市職員向けの研修を毎年実施しています。

障がいに対する理解促進を図るためには、地域や学校の間など様々な場所・機会を通じて、障がいに関心を持ってもらうことや理解を深めてもらうことができるよう、内容を充実させていくことが必要です。

【今後の方向性】

地域共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、偏見や差別の解消を図るため、障がいのある人が自分らしくいきいきと暮らしていける地域づくりを目指します。

【施策の展開】

- こころのバリアフリー啓発イベントを継続的に開催し、障がいに対する正しい知識と理解の啓発に努めます。
- 広報誌やホームページを通じて障がいへの理解の普及啓発に努めます。
- 学校や地域において福祉・人権に関する普及・啓発に努め、福祉教育等を行うことにより、助け合い・支え合う心の醸成を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行います。



令和元年度こころのバリアフリー啓発イベントの様子

② ボランティア・支え合い活動の促進

【現状と課題】

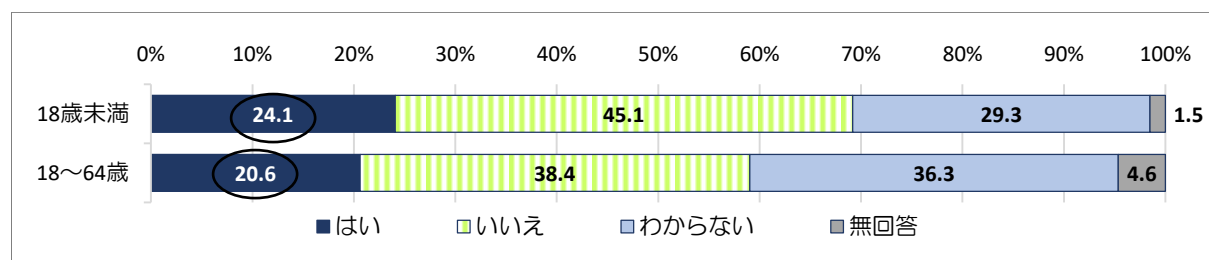
ボランティア活動は、障がいのある人の自立や社会参加を促進するために重要な役割を担っています。障がいのある人に対するボランティアは、手話、要約筆記、音声役等の幅広い分野で活動しています。

また、社会福祉協議会に委託し、まちづくり協議会のエリア全13地区中、8地区に支え合い活動推進委員会を立ち上げ、身近な相談所の設置やワークショップ※35の開催等、特色を持って地域の課題に取り組んでいます。

今後、社会福祉協議会と連携し、市内13地区全てのまちづくり協議会エリアで支え合い活動推進委員会を設置できるよう取組を進めるとともに、障がいのある人も含め、誰もがその人らしく暮らせるよう、地域生活を支えるボランティアの育成に努め、「地域共生社会」の実現を目指し、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

18歳未満は「はい」が24.1%、18～64歳は20.6%となっています。



【今後の方向性】

支え合い活動の推進母体となる地区支え合い活動推進委員会の設置を今後も継続し、全13地区に設置できるよう努め、人と人との「支え合い」や「助け合い」により、障がいのある人も含め、誰もが安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動を推進します。

また、「地域共生社会」の実現を目指し、他の燕市委託事業や社会福祉協議会事業を活用し、誰もが住みなれた地域でその人らしく暮らせる地域づくりを促進します。

【施策の展開】

- 社会福祉協議会や地域活動支援センター※36と連携し、地域の支え合い体制の拡大に向け取組に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカー※37と連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。
- 社会福祉協議会を通じボランティアの人材育成や活動支援に努めます。

※35 ワークショップ…「資料編」122ページにて、用語を解説しています。

※36 地域活動支援センター…「資料編」120ページにて、用語を解説しています。

※37 コミュニティソーシャルワーカー…「資料編」118ページにて、用語を解説しています。

第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び 第2期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1)障がい児等支援の体制整備【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

障がいのある子どもの支援は、ライフステージに沿って地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

燕市では、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署による協議を進め、つなげる支援体制を構築しました。今後も、保健センター、幼稚園・保育園・認定こども園、学校及び令和2年4月から市役所に開設された「妊娠からの子育て相談コーナー」等と連携し、早期からの切れ目のない支援を充実・強化させていく必要があります。

児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設であり、児童福祉施設と定義されていることから、人員配置や設備の面から本市においてはその設置が難しい状況にあります。

しかし、障がいのある子どもや家族に対し、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

保育所等訪問支援を実施する事業所は、平成30年度に1か所開設されました。障がいのある子どもが、地域の保育園等の集団生活に適応し、健やかに暮らす社会の実現を目指し、保育所等訪問支援の利用者拡大を図る必要があります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、本市に支援やサービスを提供する事業所が少ないこともあり、障がいのある子どもやそのご家族の期待に必ずしもお応えできていない現状があります。特に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にはないため、その確保を図る必要があります。

医療的ケア児の支援については、燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会と情報共有を行い、検討を進めてきました。

身近な地域で、(重症心身障がい児及び)医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づいて支援する体制を構築することが重要になっています。

また、医療的ケア児が必要とする各関連分野の支援の利用を調整するコーディネーターの配置が求められています。

国の基本指針

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
 - ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

燕市の方向性

つながる支援体制の充実・強化、児童発達支援のあり方、保育所等訪問支援の充実について、自立支援協議会の専門部会にて協議する。
重症心身障がい児や医療的ケア児など、専門的なサービスについて、適切な提供ができるよう体制の整備を図る。

燕市の成果目標

- つながる支援体制を**充実・強化**する。
- **障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターと同等の支援機能を有する体制を整備**する。
- 保育所等訪問支援の利用者を**拡大**する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を**確保**する。
- 医療的ケア児支援のために**協議の場を設置し、コーディネーターを配置**する。

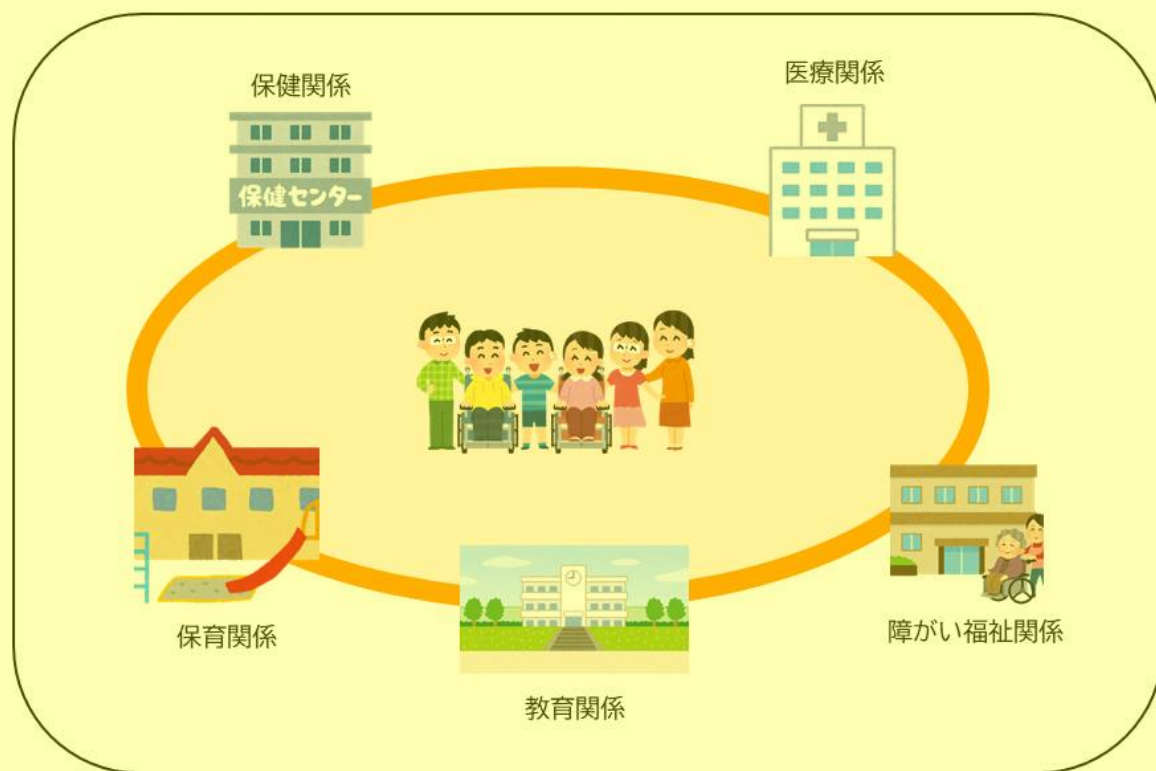
考え方

障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の観点から、国の基本指針及び地域の実情に基づき、重要度と実現の可能性を考慮して成果目標を設定する。
また、本市独自の取組である「つながる支援」は、障がいのある子どもを早期から切れ目なく支援することに寄与しており、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、引き続き取組を進め、支援体制の充実を図る。

成果目標達成に向けた施策の展開

- つながる支援体制を充実・強化するため、保健、医療、保育、教育等関連部署との連携を促進する。
- 児童発達支援のあり方を検討するため、関係機関と児童発達支援センターが持つべき機能や課題について協議を進める。
- 障がいのある子どもの発達を支援するため、相談支援事業所と情報共有を図るとともに、保育部門との連携を強化する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するため、自立支援協議会でニーズや課題について協議する。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置について検討するため、関係機関に働きかけを行う。

【つながる支援体制について】



(2)相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月、燕市では相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域における相談支援体制の強化に取り組んできました。

基幹相談支援センターは、当該センター機能の一部を民間事業所に委託するなど、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに、自立支援協議会相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向けた協議を行ってきました。

今後は、複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる相談支援体制の充実・強化が求められています。

国の基本指針	
令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	
総合的・専門的な相談支援	■障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	■地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ■地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ■地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数の見込みを設定する。
燕市の方向性	
総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施している。
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが基軸となり、これまで以上に関係機関と連携して、相談支援体制の強化を図る。

燕市の成果目標

地域の相談支援体制の強化

- 相談支援専門員※38の資質向上及び地域の相談支援事業所の相談支援力の向上を図ることで、基幹相談支援センターの専門的な指導・助言の回数を令和5年度に87件まで減少させる。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	152件	126件	105件	87件

- 地域の相談支援事業所の人材育成の支援として、基幹相談支援センターが相談支援機関連絡会及び相談支援専門員研修等を実施する。令和5年度には17件を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	14件	15件	16件	17件

- 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる体制を構築するため、相談支援専門員が障がい分野以外の地域の相談機関との連携を目的とした会議・研修に参加するなど、連携強化の取組の実施件数10件を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	8件	8件	9件	10件

考え方

- 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 87件
地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出する。
- 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数17件
基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修、ケース検討会の開催回数及び相談支援事業所が開催するケース検討会への参加回数で算出する。
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数10件
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の相談支援専門員による地域の相談機関(地域包括支援センター等)との連携を目的とした会議・研修会への参加回数で算出する。

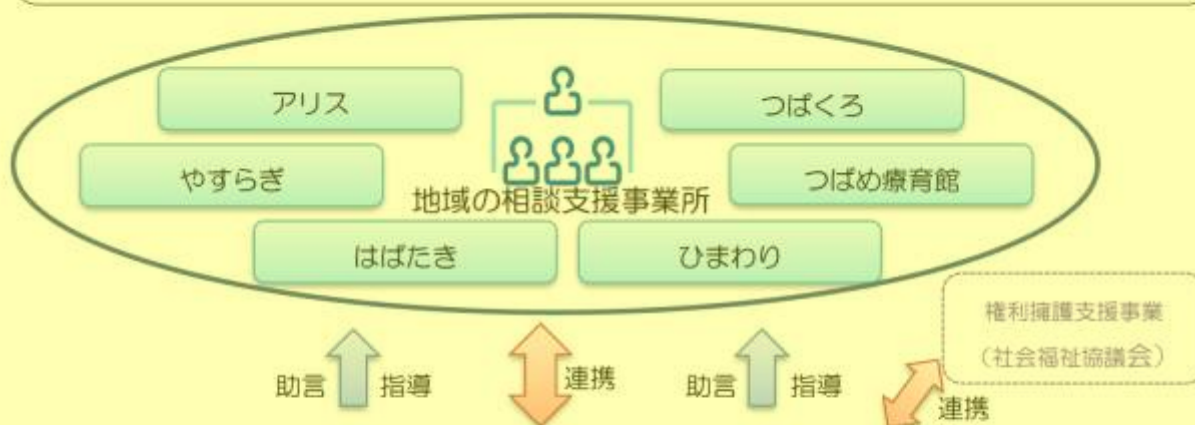
※38 相談支援専門員…「資料編」119ページにて、用語を解説しています。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 研修会の開催、相談支援機関連絡会の運営など、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化に向けた取組を実施する。
- 自立支援協議会(相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会)と連携した施策を推進する。
- 児童福祉部署との連携を強化する。
- 教育・医療・保健分野など、地域にある関係機関との連携強化を図る。

【燕市障がい者基幹相談支援センターの役割と機能】

燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。



基幹相談支援センター（社会福祉課障がい福祉+地域生活支援センターやすらぎ）

1. 総合的・専門的な相談支援

3. 地域移行・地域定着の促進に関する取組

2. 地域の相談支援体制の強化の取組

4. 権利擁護・虐待の防止

(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉的就労の充実(燕市独自目標)

【現状と課題】

前期計画では、『(市内の就労継続支援B型事業所の)福祉的就労工賃 17,500 円/月を目指す。』『全事業所(市内の就労継続支援B型事業所)の福祉的工賃 10,000 円/月以上を目指す。』を成果目標に掲げ、農福連携の推進や障害者就労施設等が販売している物品や受託できる作業のPR強化など、官民協働で取り組んできました。

市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃は、平成30年度が 14,826 円/月、令和元年度は 15,008 円/月と増加したものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響により、前年度を下回ることが予想され、成果目標の達成は困難と言わざるを得ません。一方、令和元年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃は、全ての事業所で平均10,000 円/月を超えていることから、事業所の底上げが図られてきています。

今後も引き続き、事業所の工賃向上を支援する取組を自立支援協議会就労支援専門部会が中心となって協議するとともに、商工・農業分野と福祉分野の連携強化に取り組むことが必要です。

燕市の方針

国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの、本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人が生きがいをもって自立した日常生活を送るために、かけがえのない支援となっており、福祉的就労の工賃向上を本市独自の成果目標とする。これまでは、就労継続支援B型事業所に限定した成果目標を設定していたが、就労継続支援A型事業所の利用ニーズが高まる中で工賃の確保が課題となっていることから、今後は就労継続支援A型事業所も含めた成果目標を設定する。

燕市の方向性

就労継続支援A型・B型事業所に対する工賃向上に向けた支援体制の構築及び効果的な支援策について継続して検討を行う。

燕市の成果目標

- 令和5年度までに、就労継続支援A型・B型事業所の平均工賃 28,000 円/月を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	26,200 円/月	26,800 円/月	27,400 円/月	28,000 円/月

考え方

既設事業所の令和元年度実績 26,886 円を基準とし、新規事業所の参入を考慮して見込みを算出する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 自立支援協議会就労支援専門部会等において、工賃向上に向けた支援体制のあり方を検討する。
- 就労系サービス事業所情報交換会での情報交換・連携強化を図る。
- 就労継続支援事業所が策定する工賃向上計画のヒアリング調査を引き続き実施する。
- 商工分野や農業分野との連携を推進する。

【就労継続支援A型・B型事業所の工賃(賃金)推移(燕市・新潟県)】



② 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

前期計画では、『一般就労移行者数10人を目指す。』を成果目標に掲げましたが、令和元年度の一般就労移行者数は9人と目標を若干下回る結果となりました。

前期計画中には、公共職業安定所や商工会議所、障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、企業訪問や障がい特性を学べる講座の開催など、障がいのある人の雇用に関する理解促進や障がい特性に配慮した職場環境づくりの促進を支援する取組を行ってきました。

令和3年3月より、一般事業主の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられることから、企業への障がいに対する理解促進や関係機関との連携強化を図るなど、福祉施設から一般就労への移行を強化する取組がより一層求められています。

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

燕市の方向性

公共職業安定所などの関係機関と連携し、企業と福祉施設との繋がりを強化していく取組を実施する。

燕市の成果目標

- 令和5年度中の一般就労移行者数12人を目指す。
(令和3年度から令和5年度の一般就労移行者数 33 人を目指す。)

【内訳】

就労移行支援事業所を通じて一般就労する者10人を目指す。

就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者1人を目指す。

就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者1人を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	5人	10人	11人 (21人)	12人 (33人)

※()は各年度の目標値の累計

考え方

令和5年度中の一般就労移行者数は、令和元年度一般就労移行者の実績9人×1.3≒12人と見込む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 公共職業安定所及び商工会議所などと連携して、企業に対し、障がいの特性及び障がいのある人への支援に関する理解促進を強化する。
- 就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携し、就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できるネットワークの形成に努める。



苗箱洗いの仕事



調理補助の仕事

③ 就労定着支援事業の利用者数(新規)

【現状と課題】

就労定着支援事業は、障がい者雇用が増加する中で、就労に伴う生活上の支援ニーズや課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行う新設の障害福祉サービスですが、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所はなく、就労定着支援の利用者は現在のところありません。

市内の就労系事業所が集まる情報交換の機会を活用し、事業の周知やヒアリングを実施したところ、事業の開設について検討している事業所もありますが、就職者数の要件が合わない等の理由により事業の開始には至っていないのが現状です。一方、近隣地域では、就労定着支援事業所が増えつつあることから、必要に応じて障がいのある人への情報提供を行う必要があります。

障がいのある人の就労後の定着に係る支援が重要となっていることから、引き続き市内の就労系事業所への事業周知及びヒアリングを行うなど、事業所の確保に向けた取組が必要です。

国の基本指針

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

燕市の方向性

就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。

燕市の成果目標

■令和5年度における市内就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、市内就労定着支援事業利用者3人を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0人	0人	0人	3人

考え方

令和5年度に就労定着支援事業所1か所の開設を見込んでいることを踏まえ、令和5年度中に市内就労移行支援事業所等から一般就労へ移行した者のうち、3名が利用すると見込む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。
- 障がいのある人に対して、就労定着支援事業及び実施事業所についての情報提供を行う。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

【現状と課題】

前期計画においては、国の基本指針で『各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定』とされたことを受け、本市では『職場定着率の向上を図る。』と成果目標を掲げました。しかし、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所を確保できなかったことから、成果目標の達成には至りませんでした。

前述のとおり、障がいのある人には就労後の定着に係る支援が求められており、まずは事業所の確保に向けた取組が必要です。

国の基本指針				
就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。				
燕市の方向性				
就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。				
燕市の成果目標				
■ 就労定着支援事業の指定を受けた事業所数1事業所以上の確保を目指す。				
前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0 事業所	0 事業所	0 事業所	1 事業所
考え方				
本計画期間中、就労定着支援事業所の開設を1事業所見込む。				
成果目標達成に向けた施策の展開				
■ 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。				

(4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

令和元年度の実績は、地域移行※39者数0人、入所者削減数は2人増で、目標値を大きく下回る状況となっています。

これは、施設入所利用者の障がいの重度化や高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が年々減少していることなどが要因と考えられます。

また、利用者の親世代も高齢化しており、将来についての悩み・不安が深刻化していることから、グループホーム等への地域移行については、こうした不安等を解消しながら、丁寧に進めていく必要があります。

一方で、施設入所利用者の中には、地域で生活できる可能性がありながら、家族の就労状況等により長期入所を継続している人もいます。施設入所利用については、障がいのある人ご自身のニーズや入所の必要性について、十分検討した上で支給決定が行われる必要があります。

国の基本指針

- 1 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

燕市の方向性

入所施設、相談支援事業所と協働し、適切なサービス利用についての共通認識を持ち、支援方針を検討する。

燕市の成果目標

■ 地域移行者数1人を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8人	0人	0人	0人	1人

■ 入所者削減数1人を目指す。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人減	2人増	0人	0人	1人減

※39 地域移行…「資料編」120 ページにて、用語を解説しています。

考え方

施設入所利用者の障がいの重度化・高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が減少している。また、介護者の高齢化や就労等の理由から年々入所希望者が増加しており、このような地域の実情を勘案して目標を設定した。

地域移行者数については、本人の状態からグループホームへの移行が可能と思われる人を1人見込んだ。

入所者削減数については、上記グループホーム移行者1人に加え、高齢化による身体機能の低下から介護施設への移行が適切と思われる人を1人、合わせて2人の削減を見込んだ。しかし、新規入所者を1人見込んでいるため、差し引き1人の削減とした。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 地域移行に向け、入所施設・相談支援事業所による、本人とご家族の意向確認を実施する。
- 地域で暮らしたいという意向のある人については、地域移行支援事業・地域定着支援事業等の提案を行う。
- 本人やご家族の地域移行に対する不安解消等に対して細やかな支援を実施するため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。



グループホームでの生活

(5)地域生活支援拠点等※40の整備

【現状と課題】

地域生活支援拠点等の整備については、これまで自立支援協議会全体会で検討を進めてきましたが、令和2年度より自立支援協議会つばめで暮らそう部会を設置し、より具体的な協議を行っていくこととなりました。

地域生活支援拠点等を着実に確保するため、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、必要な取組を検討する必要があります。

国の基本指針
地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
燕市の方向性
自立支援協議会つばめで暮らそう部会を中心に、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保するために必要な取組を検討していく。
燕市の成果目標
■ 令和5年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。
考え方
障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、専門的人材を確保し、地域生活において障がいのある人等やその家族の緊急事態への対応を地域の実情に応じて実現性のある形で整備していく。 そのために、今ある社会資源を有効活用し、必要な機能を段階的に整備していく。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用で、地域における生活の安心感の担保を図る。また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場へ円滑に移行できる支援提供体制の整備を図る。



※40 地域生活支援拠点等…「資料編」120ページにて、用語を解説しています。

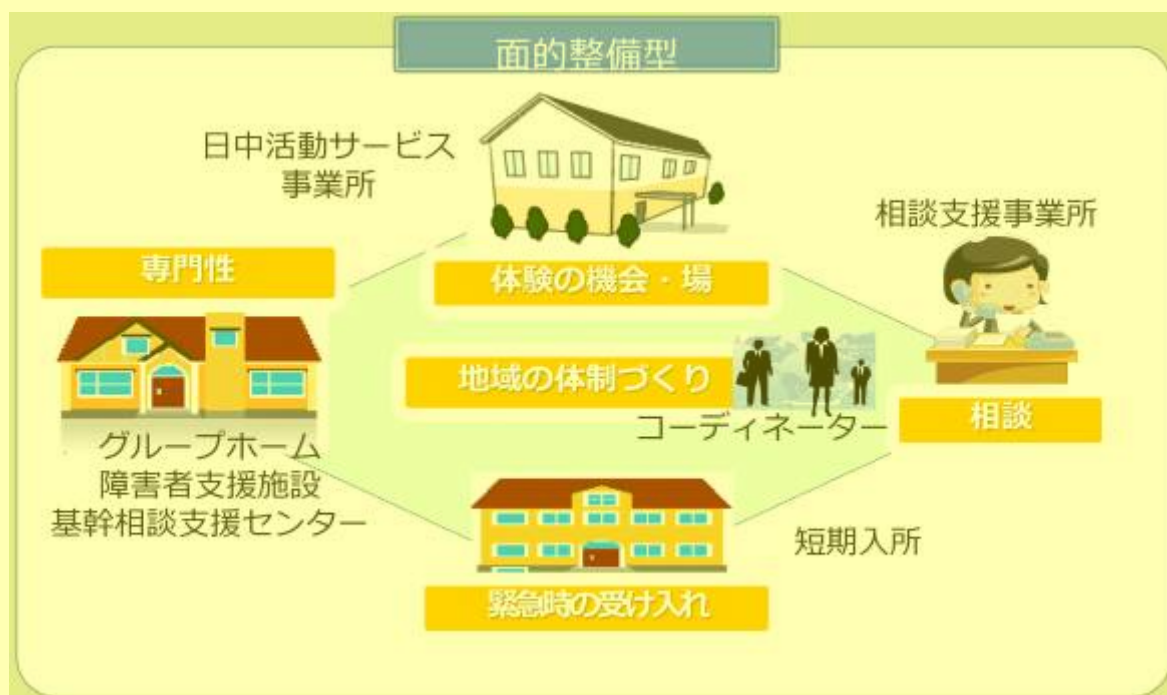
成果目標達成に向けた施策の展開

- 地域生活支援拠点等整備に向け、地域の実態把握や現状分析等を行う。
- 自立支援協議会において、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。
- 整備方針を踏まえ、運用上の課題共有や人材育成のための研修などを行う。

【地域生活支援拠点等イメージ】

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。



(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新規)

【現状と課題】

障害福祉サービス等が多様化したことにより、市町村の職員には障害者総合支援法の具体的な内容を理解するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、適切な障害福祉サービス等の提供がなされているか検証を行うことが求められています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等に例年参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムなどを活用した請求内容のチェックを行ってきましたが、障害福祉サービス等の質を一層向上させるため、その取組を実施する体制を構築する必要があります。

国の基本指針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

燕市の方向性

『障害福祉サービス等に係る各種研修の活用』については、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員を参加させることで各種研修の活用を図る。

『障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有』については、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る体制を構築する。

燕市の成果目標

■ 障害福祉サービス等に係る各種研修に、年2人参加する。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1人	2人	2人	2人

■ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回行う。

前期 目標値	実績見込	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0回	1回	1回	1回

考え方

都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を実施し、障害福祉サービス等の質の向上に取り組む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ参加する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る。



障害福祉サービス費等の請求審査

2 活動指標としての見込量

ここでは、各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを記載しました。

〔活動指標としての見込量の体系〕

(1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 居宅介護 | ⑫ 就労継続支援B型 |
| ② 重度訪問介護 | ⑬ 就労定着支援 |
| ③ 同行援護 | ⑭ 療養介護 |
| ④ 行動援護 | ⑮ 短期入所(福祉型・医療型) |
| ⑤ 重度障害者等包括支援 | ⑯ 自立生活援助 |
| ⑥ 生活介護 | ⑰ 共同生活援助(グループホーム) |
| ⑦ 自立訓練(機能訓練) | ⑱ 施設入所支援 |
| ⑧ 自立訓練(生活訓練) | ⑲ 地域生活支援拠点等 |
| ⑨ 宿泊型自立訓練 | ⑳ 計画相談支援 |
| ⑩ 就労移行支援 | ㉑ 地域相談支援(地域移行支援) |
| ⑪ 就労継続支援A型 | ㉒ 地域相談支援(地域定着支援) |

(3) 児童福祉法に基づく障害児支援の内容及び見込量

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 児童発達支援 | ⑤ 保育所等訪問支援 |
| ② 医療型児童発達支援 | ⑥ 障害児相談支援 |
| ③ 居宅訪問型児童発達支援 | ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |
| ④ 放課後等デイサービス | |

(4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① ペアレントトレーニングや
ペアレントプログラム等の
支援プログラム等 | ② ペアレントメンター
③ ピアサポート※41の活動 |
|--|-------------------------------|

(5) 精神障がいにも対応した包括ケアシステムの内容及び見込量

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場 | ③ 精神障がい者の地域定着支援 |
| ② 精神障がい者の地域移行支援 | ④ 精神障がい者の共同生活援助 |
| | ⑤ 精神障がい者の自立生活援助 |

※41 ピアサポート…「資料編」121 ページにて、用語を解説しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化する取組の内容及び見込量

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 総合的・専門的な相談支援 | ② 地域の相談支援体制の強化 |
|----------------|----------------|

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の内容及び見込量

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ① 障害福祉サービス等に係る
各種研修の活用 | ② 障害者自立支援審査支払等
システムによる審査結果の共有 |
|---------------------------|----------------------------------|

(8) 地域生活支援事業の内容及び見込量

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 意思疎通支援事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑦ 日常生活用具給付等事業 |
| ③ 相談支援事業 | ⑧ 移動支援事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑨ 地域活動支援センター事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩ その他事業 |

(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

就労移行支援事業所及び就労継続支援(A型・B型)の利用者に対し、一般就労への移行を支援します。

就労移行支援からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					8	9	10
実績(人)					—	—	—

就労継続支援A型からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					—	—	—

就労継続支援B型からの移行者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	令和5年度中の一般就労移行者数:令和元年度一般就労への移行実績9人×1.3÷12人と見込む。						
----------------	--	--	--	--	--	--	--

(2)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	953	834	851	868	594	572	550
実績(時間)	803	745	619	633	—	—	—
見込量(人)	76	59	58	57	54	52	50
実績(人)	60	59	58	56	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):56人 2) 利用者増減推計:6人減(令和5年度)※過去平均伸び率を加味 3) 時間:令和2年度1人当たり平均利用時間 11時間/月
----------------	--

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

障害支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する人が対象となります。

■二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人

■重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(障害支援区分の認定調査のうち、行動関連の12項目の合計点数が10点以上である人)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	160	160	160
実績(時間)	0	3	151	168	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	1	1	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):1人 2) 利用時間見込:160時間
----------------	---

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	57	133	166	208	104	130	156
実績(時間)	98	124	151	92	—	—	—
見込量(人)	8	9	10	11	8	10	12
実績(人)	7	7	8	7	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):7人 2) 利用者増減推計:5人増(令和5年度末) 3) 時間:令和2年度1人当たり平均利用時間 13時間/月
----------------	---

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み):0 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 利用時間見込:20時間
----------------	--

⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせ提供します。

重度の障がいがある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人の中で、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

障害支援区分が区分6に該当する人等が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(時間)	20	20	20	20	0	0	0
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	0	0	0
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み):0 2) 県内に指定事業所がなく、利用は想定していません。
----------------	---

⑥ 生活介護

常に介護が必要な人に対し、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介助を行うとともに、創作活動や生産活動の機会等を提供します。

障害支援区分が区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日※42)	2,841	2,963	3,002	3,041	2,983	3,031	3,058
実績(人日)	2,800	2,914	2,926	2,934	—	—	—
見込量(人)	158	160	163	166	158	161	163
実績(人)	157	159	159	156	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):156人 2) 利用者増減推計:7人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:在宅利用者 16日/月 施設利用者 21日/月
----------------	--

※42 人日…「資料編」121ページにて、用語を解説しています。

⑦ 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションと、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行するために身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- 特別支援学校を卒業後、地域生活を送るために身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	20	40	40	40	22	22	22
実績(人日)	35	26	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	2	2	2	1	1	1
実績(人)	2	2	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 利用日数:22日
----------------	---

⑧ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を送るために必要な訓練と、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行するために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送るために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	341	180	180	180	126	126	126
実績(人日)	180	137	103	109	—	—	—
見込量(人)	16	9	9	9	7	7	7
実績(人)	9	7	5	6	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):6人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日/月
----------------	---

⑨ 宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の訓練が必要な人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	330	155	155	155	66	66	66
実績(人日)	94	49	42	43	—	—	—
見込量(人)	11	5	5	5	3	3	3
実績(人)	3	2	2	2	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):2人 2) 利用者増減推計:1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:22日/月
----------------	---

⑩ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	420	323	357	391	252	270	288
実績(人日)	335	337	323	203	—	—	—
見込量(人)	22	19	21	23	14	15	16
実績(人)	19	21	17	11	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):11人 2) 利用者増減推計:5人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日/月
----------------	--

⑪ 就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

■就労移行支援事業を利用した人で、企業等の雇用に関わりつかなかった人

■盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に関わりつかなかった人

■就労経験があり、現に雇用関係がない人

利用状況	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	1,130	660	700	740	700	800	900
実績(人日)	623	641	627	599	—	—	—
見込量(人)	59	33	35	37	35	40	45
実績(人)	31	32	32	30	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):30人 2) 利用者増減推計:15人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:20日
----------------	---

⑫ 就労継続支援 B 型

一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- 就労移行支援事業を利用した人で、企業等または就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった人
- 上記に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された人

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	2,879	3,420	3,515	3,610	3,996	4,176	4,356
実績(人日)	3,128	3,528	3,702	3,918	—	—	—
見込量(人)	156	180	185	190	222	232	242
実績(人)	171	192	204	212	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):212人 2) 利用者増減推計:30人増(令和5年度末)※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:18日
----------------	--

⑬ 就労定着支援

一般就労に移行した人が就労を継続できるよう、就労に伴う生活面の課題について、企業や家族との連絡調整等を行いながら、課題解決に向けて必要な支援を行います。平成30年4月から開始されたサービスです。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)		2	2	2	1	2	5
実績(人)		0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	必要なサービスの確保ができるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。また、市外事業所の利用も積極的に推進していきます。
----------------	---

⑭ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

■障害支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

■障害支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者
(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	13	11	11	11	15	16	16
実績(人)	11	12	14	14	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):14人 2) 令和2年8月時点で待機者:2人
----------------	---

⑮ 短期入所(福祉型、医療型)

自宅で介護を行う人が病気等の場合に、障害者支援施設やその他の施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。

障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます)

短期入所(福祉型)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	281	245	259	273	243	261	279
実績(人日)	220	268	226	220	—	—	—
見込量(人)	46	35	37	39	27	29	31
実績(人)	33	39	39	25	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、福祉型のみの数値に変更

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):25人 2) 利用者増減推計:6人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数:9日
----------------	---

短期入所(医療型)

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人日)	281	36	44	56	18	18	18
実績(人日)	22	20	23	17	—	—	—
見込量(人)	46	9	11	14	3	3	3
実績(人)	6	5	5	3	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、医療型のみの数値に変更

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):3人 2) 令和2年度1人当たり平均利用日数:6日
----------------	--

⑩ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な巡回訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)		0	2	2	0	0	0
実績(人)		0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 近隣に指定事業所がないため、利用は想定していません。
----------------	---

⑰ 共同生活援助(グループホーム)

地域の共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の相談・援助などを行います。

身体障がいがある人は、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある人が対象となります。

利用状況	第 4 期 実績	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量(人)	54	74	77	80	71	72	73
実績(人)	67	69	70	69	－	－	－

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):69人 2) 利用者増減推計:4人増(令和5年度末)
----------------	---

⑱ 施設入所支援

施設に入所している人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障害支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人が対象となります。

(18歳未満については、児童福祉法に基づく障害児入所施設の対象となります。)

利用状況	第 4 期 実績	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量(人)	91	78	88	87	91	91	90
実績(人)	88	94	92	92	－	－	－

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):92人 2) 利用者増減推計:2人減(令和5年度末)
----------------	---

⑱ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。

地域生活支援拠点 等の設置箇所数	第 4 期 実績	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量(箇所)					0	0	1
実績(箇所)					－	－	－

地域生活支援拠点 の年1回以上の検証 及び検討の実施	第 4 期 実績	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量(回)					0	0	0
実績(回)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和5年度末までに地域生活支援拠点等1か所を確保します。 2) 年1回以上運用状況を検証及び検討します。						
----------------	--	--	--	--	--	--	--

⑳ 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用を希望する人に対して、障害福祉サービス等利用計画※43を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリング※44を行い、サービス等の利用が適正かを検討します。

障害福祉サービス等を利用する全ての人が対象となります。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	50	74	76	78	124	136	150
実績(人)	70	96	117	113	－	－	－

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):113人 2) 障害福祉サービス等利用計画+モニタリングの利用者数						
----------------	--	--	--	--	--	--	--

※43 サービス等利用計画…「資料編」118ページにて、用語を解説しています。

※44 モニタリング…「資料編」122ページにて、用語を解説しています。

②① 地域相談支援(地域移行支援)

障害支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人が退所・退院して地域生活に移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障害福祉サービス事業所等への同行、住居を確保するための入居支援、その他地域での生活に移行するために必要な支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	2	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	－	－	－

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者数:新規利用者1人を追加
----------------	--

②② 地域相談支援(地域定着支援)

障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院し、自宅で一人暮らしをしている人や、同居家族からの支援を受けられない人などに対して、安定した地域生活を過ごすことができるよう、常時の連絡体制を確保し、夜間を含む緊急時には相談・訪問等の必要な支援を行います。

利用状況	第 4 期 実績	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
見込量(人)	1	2	2	2	1	1	1
実績(人)	1	0	0	0	－	－	－

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込み):0人 2) 利用者数:新規利用者1人を追加
----------------	---

(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量

【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等
その他必要な支援を行います。

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童
が対象となります。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	232	385	335	395	431	452	466
実績(人日)	360	315	395	396	—	—	—
見込量(人)	29	55	67	79	62	65	67
実績(人)	42	57	61	47	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):47人 2) 新規と支援終了者差引で増減推計:20人増(令和5年度末) 3) 1人当たりの平均利用日数:6.95日
--------------------	---

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児
童に、集団生活への適応訓練を行うことと併せて必要な治療を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	30	7	14	21	7	7	7
実績(人日)	13	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	5	1	2	3	1	1	1
実績(人)	2	0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定に あたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):0人 2) 利用者増減推計:年1人 3) 1人当たりの平均利用日数:7日
--------------------	--

③ 居宅訪問型児童発達支援

児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がいなどの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)		0	10	10	0	0	0
実績(人日)		0	0	0	—	—	—
見込量(人)		0	2	2	0	0	0
実績(人)		0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均 ※平成30年4月創設

見込量設定にあたっての考え方	県内に事業所が1カ所のみであり、遠方であることから、利用は想定していません。
----------------	--

④ 放課後等デイサービス

学齢期の児童に対して、放課後や夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	593	880	920	940	971	1,108	1,294
実績(人日)	722	685	789	837	—	—	—
見込量(人)	84	88	92	94	120	137	160
実績(人)	75	83	95	99	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):99人 2) 新規と放課後等デイサービス終了者差引での増減推計:毎年17人ずつ増 ※新規開設事業所分を加味 3) 1人当たり平均利用日数:8.09日
----------------	---

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、対象の児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人日)	0	20	20	20	10	10	10
実績(人日)	0	5	1	7	—	—	—
見込量(人)	0	10	10	10	5	5	5
実績(人)	0	2	1	4	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):4人 2) 利用者増減推計:1人(令和5年) 3) 人日:平均利用日数見込み(2日)×利用者数
----------------	---

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)の利用を希望する児童が、サービスを適切に利用することができるように、障害児支援利用計画を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリングを行い、障害児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

障害児通所支援を利用する全ての人を対象となります。

利用状況	第1期実績				第2期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)	10	23	28	34	42	49	57
実績(人)	27	30	36	36	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者数(見込み):36人 2) 利用者増減推計:21人(令和5年)
----------------	---

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割のコーディネーターの配置について検討していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数	第1期実績				第2期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)		0	0	0	0	1	1
実績(人)		0	0	0	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

※平成30年4月新潟県が取組を開始

見込量設定にあたっての考え方	令和4年度末までコーディネーター1人を確保する。
----------------	--------------------------

(4)発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

PARENTトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえた褒め方や叱り方等を学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。

PARENTプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

支援プログラム等 受講者数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					15	15	15
実績(人)					—	—	—

※各年度年間の見込み数

見込量設定にあたっての考え方	支援プログラムの実施状況や地域の実情を勘案して設定
----------------	---------------------------

② PARENTメンターの人数

PARENTメンターとは、発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

PARENT メンター養成者数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					2	2	2
実績(人)					—	—	—

※各年度年間の見込み数

見込量設定にあたっての考え方	市が実施する支援プログラムにおいて活動するPARENTメンターの人数
----------------	------------------------------------

③ ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポート活動とは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことです。本市では、発達障がい者に特化したピアサポート活動の実施を計画していませんが、精神科病院訪問や研修会等でピアサポートの活用を推進していきます。

ピアサポートの活動 参加人数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					0	0	0
実績(人)					—	—	—

※各年度年間の見込み数

見込量設定に あたっての考え方	発達障がい者のピアサポート活動の回数
--------------------	--------------------

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容と見込量

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムにより、関係機関が連携して支援体制の構築を図って行きます。

協議の場の 開催回数	第4期 実績	第5期実績				第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(回)						3	3	3
実績(回)						—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の1年間の開催回数の見込み
--------------------	----------------------------------

協議の場への 関係者参加人数	第4期 実績	第5期実績				第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)						7	9	10
実績(人)						—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の委員数
--------------------	-------------------------

協議の場の 目標設定及び評価 の実施回数	第4期 実績	第5期実績				第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(回)						1	1	1
実績(回)						—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	自立支援協議会全体会で年1回程度を目途に報告する見込み
--------------------	-----------------------------

② 精神障がい者の地域移行支援

長期間入院をしている精神障がいのある人に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R2:利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定
----------------	---------------------------------------

③ 精神障がい者の地域定着支援

地域で、一人暮らしをしている精神障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					1	1	1
実績(人)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R2:利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定
----------------	---------------------------------------

④ 精神障がい者の共同生活援助

精神障がい者に対して、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					13	14	14
実績(人)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) 国保連支払データより平均利用者数(精神障がい者)を算出【R2年度:11人】 2) 生活訓練利用者(精神障がい者)のうち、R2年度で標準利用期間終了者2人、R3年度で終了者1人を新規利用者と想定し算出
----------------	---

⑤ 精神障がい者の自立生活援助

精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がい者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を援助するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う等、適時のタイミングで適切な援助を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)					0	0	0
実績(人)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R2の利用者数:0人 2) R2.8月時点で県内指定事業所は8事業所。本市近隣には指定事業所がないため、利用は想定しにくい。 3) 利用希望が聞かれた場合は、地域定着支援等で対応する。
----------------	---

(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量

① 総合的・専門的な相談支援

総合的・専門的な相談支援とは、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援のことです。引き続き、基幹相談支援センターにおいて実施します。

総合的・専門的な相談支援		第 4 期実績	第 5 期実績				第 6 期見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	－	－	－	

見込量設定にあたっての考え方	総合的・専門的な相談支援の実施の有無
----------------	--------------------

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを基軸とし、引き続き、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組めます。

地域の相談支援事業所に対する指導・助言	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(件)					126	105	87
実績(件)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出 ※相談支援事業所内において相談支援力の向上が図られるため、年々減少するものと見込む
----------------	---

地域の相談事業者の人材育成の支援	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(件)					15	16	17
実績(件)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修等を活用しての支援件数 ※継続した取組を行っており、これまで実施している年間の開催回数を設定。
----------------	--

地域の相談機関との連携強化の取組	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(回)					8	9	10
実績(回)					—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の相談機関(地域包括支援センター等)との連携を目的とした会議・研修会など(基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による)
----------------	--

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容及び見込量

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービスの質を向上させるため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修に参加します。

研修への市町村 職員の参加人数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)					2	2	2
実績(人)					—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
--------------------	---

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有していきます。

審査結果の共有		第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
体制の 有無	見込					有	有	有
	実績					—	—	—
見込量(回)						1	1	1
実績(回)						—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数
--------------------	--

(8)地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方及び見込量と確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や障がいの特性等に関し、地域住民の理解を深めるため、または「心のバリアフリー」の推進を図るため、研修及び啓発活動を実施していきます。

理解促進研修・ 啓発事業		第 4 期 実績	第 5 期実績				第 6 期見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実施の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	－	－	－	

見込量設定にあたっての考え方	1) 広報誌やホームページ等を活用した普及啓発 2) 市民向けの講座やイベントの実施
見込量確保のための方策	障がいのある人等について正しい理解を深めるため、広報誌やホームページなどの情報媒体を利用した情報発信を行うとともに、地域住民を対象にした講座やイベントを開催することで、理解促進・普及啓発に推進します

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援していきます。

自発的活動 支援事業		第 4 期 実績	第 5 期実績				第 6 期見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実施の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	－	－	－	

見込量設定にあたっての考え方	1) 地域支え合い体制の拡充支援 2) 音声訳ボランティア※45の育成支援
見込量確保のための方策	地域支え合い活動の推進を燕市社会福祉協議会と連携して取り組みます。また、音声訳ボランティア育成等を通じ、障がいのある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域で生き生きと活動できる機会の提供を図ります。

※45 音声訳ボランティア…「資料編」117ページにて、用語を解説しています。

③ 相談支援事業

【障がい者相談支援事業(委託相談)】

障がいのある人、その家族等に対し、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

障がい者 相談支援事業 事業所数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(箇所)	5	6	6	6	5	5	5
実績(箇所)	6	5	5	5	—	—	—

障がい者 相談支援事業 相談員数	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)	14	14	14	14	14	14	14
実績(人)	13	12	12	13	—	—	—

基幹相談 支援センター		第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	—	—	—

見込量設定に あたった考え方	相談件数や地域の実情に勘案して設定
見込量確保のため の方策	基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上を図ります。 また、相談支援体制の強化については、自立支援協議会(相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会)と連携した取組を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、「知的障害者福祉法第28条」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2」の規定により市長が行う審判の請求並びに審判の請求に要する費用及び後見人等に係る報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

利用状況	第4期 実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
見込量(人)	3	12	12	12	15	16	17
実績(人)	10	10	11	14	－	－	－

※各年度の利用者数

見込量設定にあたっての考え方	1) H30～R元:利用者実績は1名ずつ増加 2) R2の見込み数:14名に1名ずつ増で推計
見込量確保のための方策	成年後見制度利用支援事業については、権利擁護支援事業を委託している燕市社会福祉協議会『福祉後見・権利擁護センター』と連携し、成年後見制度の利用が必要な人及び利用している人等へ支援を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度 法人後見支援事業		第 4 期 実績	第 5 期実績				第 6 期見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実施の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	－	－	－	

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情を勘案して設定
見込量確保のための方策	事業を委託している燕市社会福祉協議会が中心となり、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修会などを開催し、地域の権利擁護支援の担い手育成及び活動を支援する体制整備を進めます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を支援します。

手話通訳者・要約筆記者等派遣数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	12	17	18	19	11	12	13
実績(人)	12	9	10	11	—	—	—

手話通訳者設置数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	1	1	1	1	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) R3:H29～R 元実利用者実績の平均で推計 2) R4～R5:R3 の見込み数に1名ずつ増で推計
見込量確保のための方策	手話通訳者及び要約筆記者等派遣事業※46に必要な人材を確保するため、関係団体と連携して手話奉仕員養成講座を開催するなど、人材育成を進めます。また、燕市手話言語の普及等の推進に関する条例に基づき、市民への普及啓発など必要な取組を行います。

※46 要約筆記者等派遣事業…「資料編」122 ページにて、用語を解説しています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜や福祉を図るため、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、障がいのある人の日常生活を支援します。

給付状況		第 4 期 実績	第 5 期実績				第 6 期見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
介護・訓練 支援用具	見込 (件)	8	6	6	6	6	6	6	
	実績 (件)	0	1	6	18	－	－	－	
自立生活 支援用具	見込 (件)	19	16	16	16	10	10	10	
	実績 (件)	6	3	13	21	－	－	－	
在宅療養 等支援用 具	見込 (件)	15	14	14	14	21	21	21	
	実績 (件)	21	20	17	18	－	－	－	
情報・意思 疎通支援 用具	見込 (件)	30	54	54	54	44	44	44	
	実績 (件)	31	15	28	48	－	－	－	
排泄管理 支援用具	見込 (件)	1,348	1,525	1,525	1,525	1,504	1,504	1,504	
	実績 (件)	1,496	1,366	1,500	1,456	－	－	－	
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修 費)	見込 (件)	2	1	1	1	7	7	7	
	実績 (件)	1	5	3	9	－	－	－	

※各年度年間延べ件数

見込量設定にあたっての考え方	1) H28年以降の上位2か年平均で推計 2) 居宅生活動作補助用具は、R2年度は8月末時点で7件の申請があり、徐々に件数が増加することを想定し、H28年以降の上位2か年平均で推計した件数に3件足して算出した。
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおりやホームページ等を通じて給付事業の周知に努めます。更に障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	35	52	53	54	36	36	36
実績(人)	51	35	36	33	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	R2年度実績は新型コロナウイルス感染症予防のため、外出が減ったためH30・R元年の平均で算出しました。
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

地域活動支援センター機能強化事業(基礎的事業)事業所数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(箇所)	2	2	2	2	2	2	2
実績(箇所)	2	2	2	2	—	—	—

地域活動支援センター機能強化事業(機能強化事業)事業所数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(箇所)	3	3	3	3	3	3	3
実績(箇所)	3	3	3	3	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情等を勘案して設定
見込量確保のための方策	地域活動支援センターを運営する法人等に対して、引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。

⑩ その他事業

任意の事業として、本市では次の事業を実施しています。

【訪問入浴サービス事業】

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	3	6	7	8	5	5	5
実績(人)	6	5	4	3	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込み):3人 2) 利用者増減推計:2人増(令和5年度末)
見込量確保のための方策	必要なサービスが適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

【日中一時支援事業】

障がいのある人が日中の活動の場を確保し、見守りや社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的に実施します。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	62	54	59	64	48	48	48
実績(人)	50	46	50	36	—	—	—

※各年度1か月当たりの平均

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和2年度利用者(見込):36人 2) 利用者増減推計:12人増(令和5年度末)
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

身体障害者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

利用状況	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	5	5	5	5	5	5	5
実績(人)	4	9	4	5	—	—	—

※各年度の利用件数

見込量設定にあたっての考え方	令和2年度助成(見込み)から推計
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおり等を活用して、事業の周知を行います。

【手話奉仕員養成研修事業】

手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の拡充を図ります。

手話奉仕員養成研修事業受講者数	第4期実績	第5期実績			第6期見込量		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量(人)	12	12	12	12	13	13	13
実績(人)	10	6	11	中止	—	—	—

※各年度の養成者数

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

見込量設定にあたっての考え方	『燕市手話言語の普及等の推進に関する条例』の啓発を図るため、受講者を前年度見込みから1名増で推計
見込量確保のための方策	養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの市民から受講してもらうように努めます。

資料編

1 用語解説

【あ行】

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

音声訳ボランティア

視覚障がい者のために図書を音声にして伝えるボランティアグループのこと。

【か行】

基幹相談支援センター

障がいのある人への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

基準該当事業所

障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業所のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所のこと。

共生型サービス

障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、並びに、特に中山間地域などの地域において限られた福祉人材の有効活用を行うという観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がいのある人等が共に利用できるサービスのこと。

高次脳機能障がい

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

【さ行】

サービス等利用計画

障がいのある人の自立した日常生活を支えるため、サービスの利用意向を尊重しながら最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し作成するもの。障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画(または障がい児支援利用計画)」を作成し、市町村へ提出する必要がある、これを基にサービスの支給決定が行われる。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

障害者基本法

総合的な障がい者施策推進の基本理念及び障害者施策全般についての基本的事項を定めた法律。

障がい者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村及び都道府県が設置する協議会。関係機関、関係団体及び障がいのある人、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成され、地域課題の検討、資源開発及び啓発普及等を行う。地域の実情に応じ、部会が設けられている。

障害児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を指す。

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい特性

障がい特性とは、障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によっても異なるものです。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい者を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。平成25年6月成立、平成28年4月施行。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るために、雇用及び福祉の地域の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域で就業面及び生活両面における一体的な支援を行う機関のこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害者基本法の改正や障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正されたもの。平成25年4月施行。

障害福祉サービス

勘案すべき事項(障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービスの総称。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助及び自立生活援助をいう。)

スキルアップ

スキル(資格、技能等)を高めること。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのこと。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理や障害福祉サービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

相談支援専門員

指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所に配置されており、障害福祉サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の作成等を行うことにより、障がいのある人や障がい児の保護者が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう支援する人。

【た行】

地域移行

施設入所や長期入院をしている人等が地域での在宅生活(グループホーム等含む)に移行すること。

地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域生活支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいう。事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意の事業がある。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じてその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするために配置されている支援員のこと。

【な行】

難病

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない、稀少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

ニーズ

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

人日

「月間の利用人数」×「ひとり1か月当たりの平均利用日数」のこと。

【は行】**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で直面する不便さや困難さを解消し、自立や社会参加を支援するとともに、差別や偏見のない社会をつくること。

ピアサポート

障がいのある人やその家族など同じような立場や経験を活かし、仲間として支えること。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

PDCAサイクル

実績を把握し、障がい施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析・評価を行い、必要であると認める時は計画の変更や事業の見直し等を行うこと。

福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

ヘルプカード

援助や配慮を必要としている障がいのある人などが携帯し、災害時や日常生活の中で困った時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードのこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の雇用が義務付けられている。

【ま行】

モニタリング

提供されたサービスについて、利用者の現状を把握しながら、継続的にその効果を評価すること。

【や行】

ユニバーサルデザイン

国籍や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすることです。

要約筆記者等派遣事業

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がい者等に要約筆記者等を派遣し、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する事業のこと。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階ごとに特徴的な課題などがある。

【わ行】

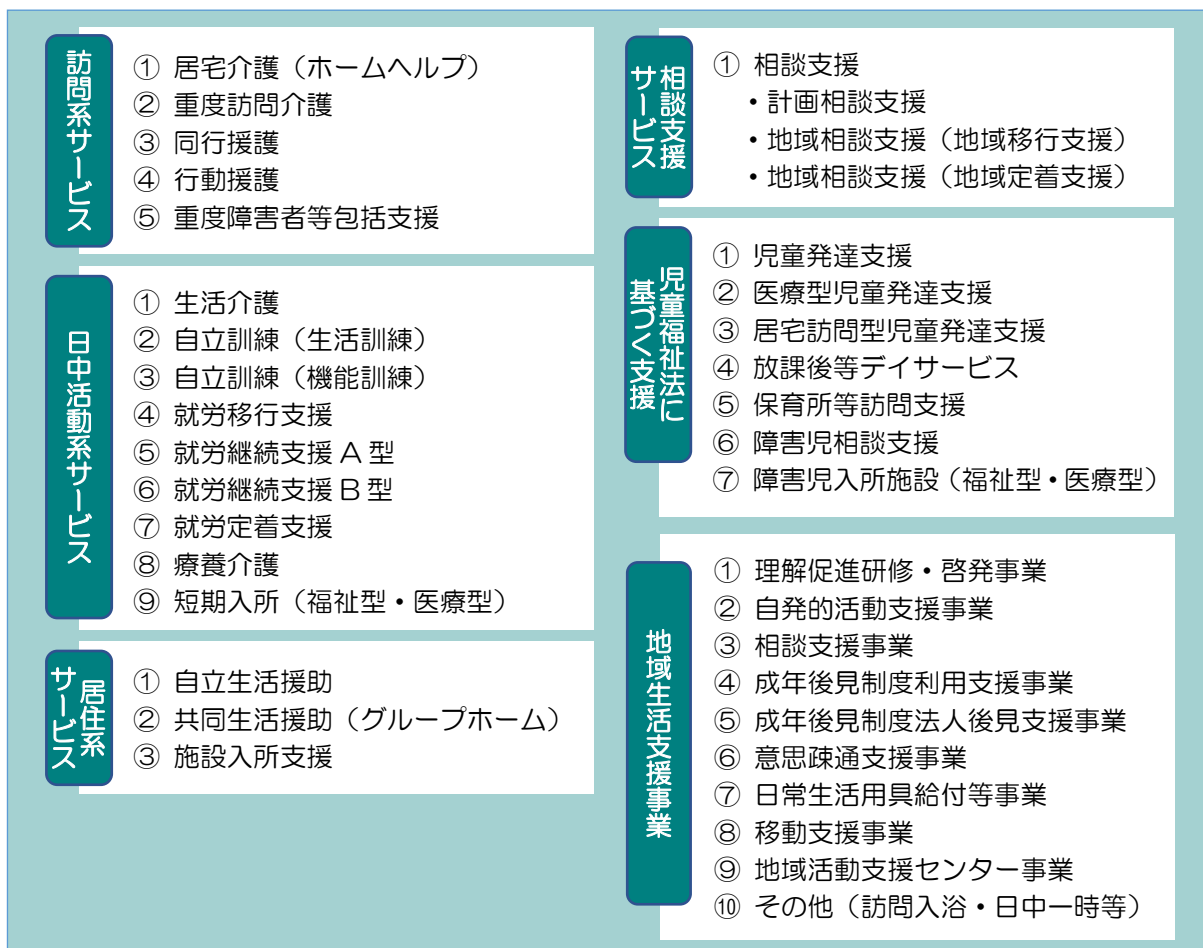
ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

2 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえて提供する障害福祉サービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

■障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス体系



3 障害福祉サービス事業所等の状況

日常生活を支援する市内障害福祉のサービス提供事業所は、次のとおりです。

■燕市内事業所一覧

令和3年1月1日現在

	事業所名	サービス内容	運営主体
訪問系サービス	燕市社会福祉協議会介護サービス室	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(同)ヘルパーステーション光
	ニチイケアセンター燕西	居宅介護・重度訪問介護	(株)ニチイ学館
	ホームヘルプサービスひまわりの園	居宅介護・重度訪問介護	(福)吉田福祉会
日中活動系サービス	つばくろの里	生活介護・短期入所	(福)つばめ福祉会
	障害福祉サービス事業所すきっぷ	生活介護・就労継続支援B型	(NPO)らいふすてーじ
	デイサービスセンターつばめ福寿園	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第2 デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第3 デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンター白ふじの里	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンターひまわりの園	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター分水の里さくら	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンター分水の里もみじ	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームつどいの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみケアセンター	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	なごみの歩	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	つばめ福寿園 短期入所生活介護センター	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)つばめ福祉会
	白ふじの里 短期入所生活介護センター	短期入所(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会

	事業所名	サービス内容	運営主体
日中活動系サービス	ショートステイひまわりの園	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)吉田福祉会
	ショートステイ太陽の園	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	小規模多機能センター長善のさと	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	特別養護老人ホーム分水の里	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームつどいの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	燕市社会福祉協議会就労支援センター	就労継続支援A型 就労継続支援B型	(福)燕市社会福祉協議会
	あったかハート	就労継続支援A型	(福)吉田福祉会
	星の輪つばめ	就労継続支援A型	(一社)星の輪
	トム・ソーヤ	就労移行支援 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ねむの木工房	就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	ふれあいの家	就労移行支援 就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型	(福)つばめ福祉会
	ワークセンターやすらぎ	就労移行支援 就労継続支援B型	(福)燕・西蒲原福祉会
	あいこうえん翼	就労継続支援 B 型	(NPO)あいこうえん翼
	トムの家	生活介護 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ワークセンター花笑み	就労継続支援 B 型	(NPO)リカバリー燕
児童福祉法に基づく支援	きららにじぐみ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)吉田福祉会
	きららにじぐみキッズ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)吉田福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	放課後等デイサービス	(福)燕市社会福祉協議会
	つばめ療育館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 親子館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 大曲分館	放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	デイサービスセンターひまわりの園	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会

	事業所名	サービス内容	運営主体
児童福祉法に基づく支援	デイサービスセンター太陽の園	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター分水の里さくら	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンター分水の里もみじ	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンター桜井の里	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみの歩	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(株)なごみ
居住系サービス	アトム寮	共同生活援助	(NPO)アビリティ燕
	つばくろホーム	共同生活援助	(福)つばめ福祉会
	にじいろハウス	共同生活援助	(福)燕・西蒲原福祉会
	ケアホームにっこり	共同生活援助	(NPO)すまいる
	さくら	共同生活援助	(福)長岡福祉協会
	つばくろの里	入所施設	(福)つばめ福祉会
地域生活支援事業	すきっぷ	日中一時支援	(NPO)らいふすてーじ
	つばくろの里	日中一時支援	(福)つばめ福祉会
	ふれあいの家	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	ねむの木工房	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	燕市社会福祉協議会 介護サービス室	移動支援・訪問入浴	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	移動支援	(同)ヘルパーステーション光
	ニチイケアセンター燕西	移動支援	(株)ニチイ学館
	地域生活支援センター やすらぎ	地域活動支援センター	(福)燕・西蒲原福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	地域活動支援センター	(福)燕市社会福祉協議会
	ひまわりの家自立訓練所	地域活動支援センター	(NPO)結
	サポートハウスすまいる分水	地域活動支援センター	(NPO)すまいる
	cafe さんぽ道	地域活動支援センター	(NPO)リカバリー燕

	事業所名	サービス内容	運営主体
計画相談（相談支援事業）	相談支援センター アリス	相談支援	(NPO)アビリティ燕
	相談支援事業所 つばくろ	相談支援	(福)つばめ福祉会
	地域生活支援センター やすらぎ	相談支援	(福)燕・西蒲原福祉会
	相談支援事業所 はばたき	相談支援	(福)燕市社会福祉協議会
	相談支援事業所 ひまわり	相談支援	(福)吉田福祉会
	つばめ療育館	相談支援	(株)Nose つばめ療育館

4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年月日	内 容
令和2年5月29日(金) 運営会議(第1回)	◆第1回全体会審議案件協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました。
令和2年6月19日(金) 全体会(第1回)	◆福祉に関するアンケート調査(案)について ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました
令和2年11月2日(月) 運営会議(第2回)	◆第2回全体会審議案件協議
令和2年11月16日(月) 全体会(第2回)	◆燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期 燕市障がい児福祉計画中間評価について ◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期 燕市障がい児福祉計画(素案)について
令和3年1月27日(水) 運営会議(第3回)	◆第3回全体会審議案件協議
令和3年2月9日(火) 全体会(第3回)	◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期 燕市障がい児福祉計画(案)について

5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

区 分		所 属	氏 名	運営会議 参集者
1	相談支援事業 を担う関係者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	【副会長】 外 山 純 子	○
		社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会	平 野 真 理	○
2	障 が い 当 事 者、団体の代 表	燕市身体障害者福祉協会	中 村 芳 郎	
		手をつなぐ育成会	三 浦 章 子	
		吉田精神障害者家族会 「心和会」	指 田 武 巳	
		障害児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きっず	鈴 木 久 美 子	
3	福 祉 サービス 事業関係者	社会福祉法人 桜井の里福祉会	青 木 裕 子	
		西蒲原福祉事務組合	高 島 清 一	○
		社会福祉法人 つばめ福祉会	山 田 一 郎	○
		特定非営利活動法人 アビリティ燕	近 藤 麻 理 子	
		社会福祉法人 吉田福祉会	前 山 千 恵 子	○
4	保 健 ・ 医 療 ・ 教 育関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部	橋 本 浩 実	
		燕市小・中学校長会	小 林 徹 哉	
5	地 域 ケ ア に 関 する学識経験 者	学識経験者	【会長】 藤 井 吉 紀	○
		燕市地区民生委員・児童委員協議会	吉 儀 春 子	
6	企 業 関 係 機 関	巻公共職業安定所	落 合 直 樹	
		燕商工会議所	瀬 戸 明	
計		17 名		

6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第 7 条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第 10 条 謝金は、日額 5,000 円とする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障害者及び障害児、障害児の保護者又は障害者及び障害児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者及び障害児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障害者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

燕市障がい者基本計画
第6期 燕市障がい福祉計画
第2期 燕市障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：燕市健康福祉部 社会福祉課

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

電話 (0256) 77-8171

<http://www.city.tsubame.niigata.jp>
